

大川市議会第3回定例会会議録

令和4年9月1日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永島幸夫	9番	古賀龍彦
2番	宮崎貴仁	10番	平木一朗
3番	内藤栄治	11番	永島守
4番	宮崎稔子	12番	龍誠一
5番	馬淵清博	13番	遠藤博昭
6番	西田学	14番	箴島かおる
7番	古賀寿典	15番	川野栄美子
8番	吉川一寿		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	倉重良一									
副市	長	橋本浩一									
教	育	長	内藤妙子								
会	計	管	理	者	長	川	野	文	裕		
(兼)	会	計	課	長							
(兼)	税	務	課	長							
人	事	秘	書	課	長	仁	田	原	敏	雄	
総	務	課	長								
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長
企	画	課	長	野	中	貴	光				
市	民	課	長	岡		貴	代	美			

環 境 課 長	堀	修
福 祉 事 務 所 長	山 田	秀 幸
イ ン テ リ ア 課 長	永 島	潤 一
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島	聖 佳
都 市 計 画 課 長	龍	健 司
上 下 水 道 課 長	岡	辰 磨
学 校 教 育 課 長	添 田	宗 孝
学 校 教 育 課 主 任 教 育 指 導 主 事	池 上	和 久
生 涯 学 習 課 長	井 口	秀 成
監 査 事 務 局 次 長	近 藤	美 和 子

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	和 田	孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	龍	輝 洋
議 会 事 務 局 書 記	松 家	奈 美 子
議 会 事 務 局 書 記	高 口	絵 美

4. 付議事件

1. 一 般 質 問

5. 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	14	箆 島 かおる	1. 「大川市の文化財行政の取り組み」について
2	5	馬 淵 清 博	1. 大川市の「脱炭素社会」（地球温暖化対策）の取り組みとインテリア産業の振興について
3	4	宮 崎 稔 子	1. マイナンバーカードの推進について
4	3	内 藤 栄 治	1. エツ漁の解禁期間の変更について
5	15	川 野 栄美子	1. 今こそ平和学習の充実を！（21世紀に対する警鐘が聴こえる）

午前9時 開議

○議長（平木一朗君）

皆様おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、これから一般質問を行います。この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め60分程度でお願いしたいと思いますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策を講じている状況のため、1人の質問者が終わるごとに議場内の換気やアルコール消毒を行うため、10分程度の休憩を取りますので、御了承のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、14番箆島かおる君。

○14番（箆島かおる君）（登壇）

皆様おはようございます。議席番号14番、無所属議員の箆島かおるでございます。

猛烈な台風11号の進路が気になります。中心付近の最大瞬間風速は75メートルもの風が予

測されています。予想進路が定まらないようですが、こちらのほうに来るとすれば、日曜から火曜日にかけて最接近するようですが、大川に被害が及ばないことを祈るばかりです。

それでは、通告に従いまして、大川市の文化財行政の取組について質問してまいります。

大川市の文化につきましては、特に若津港の繁栄の歴史について過去何度も質問してまいりましたが、若津港の繁栄の歴史の事実が近年次々と明らかになっているのにもかかわらず、大川市の文化についての取組というのか、この歴史的事実に対する反応といいますか、大川市が誇るべき歴史的事実を行政に生かそうとする姿勢が、極めて残念ですが、大川市には見受けられないような気がしております。

そこで、改めて大川市の文化行政について質問してまいります。よろしくお願いいたします。

現在の大川の主力産業はインテリア産業であることは言うまでもありませんが、インテリア産業がまだ大川の主力産業ではなかった時代、昭和の初期までは大川の住人であれば多くの人が当たり前のこととして知っていたであろうことです。この時代の大川というまちが近隣のまちに比べていかに繁栄していたかを物語る歴史的な事実です。これらは新しく明らかになったというよりは、その気になって調べれば、文書による資料もかなり豊富に残っている事実だと思います。しかしながら、昭和30年代から40年代にかけての高度成長期にかけて、その繁栄の陰に隠れて埋没してしまい、忘れ去られようとしている歴史的な事実でもあります。

大川市の発する文化情報は、あまりにも木工に偏り過ぎているのではないのでしょうか。幕末から近世にかけての大川市の誇る歴史的な文化の幾つかの例を挙げるとすれば、幕末の1853年のペリーの黒船来航により、鎖国を国防のよりどころとしていた徳川幕府は大きな衝撃を受け、250年の長きにわたり閉ざしていた門戸を開き、諸大名に対し大型船の保有を禁じていた制度を解いて、届出制としました。いわゆる鎖国から開国への大きな制度変更です。これにより、幕府の諸藩は海軍創設のために洋式船の調達に走りました。

結果的には、15年後の明治元年、1868年には、幕府所有の蒸気船が36隻、266藩あった藩所有の蒸気船が94隻、全部で130隻の西洋式のいわゆる黒船が日本に存在することになりました。このうち、佐賀の鍋島藩所有が11隻、久留米の有馬藩が7隻、柳川の立花藩が1隻の西洋式の蒸気船を所有しておりました。鍋島藩の軍港は早津江川の三重津海軍所、有馬藩は若津港、立花藩は小保と、合計19隻もの西洋式蒸気船、いわゆる黒船が大川の周辺に存在し

ていたこととなります。その全てが筑後川を基地にしていたとは言えませんが、当時、日本に存在する西洋船の約15%の19隻の黒船が筑後川を往来していたのだらうことは本当に想像できます。大川市民のどれくらいの方がこの歴史事実を知っているのでしょうか。

また、明治政府による廃藩置県により、明治4年、1871年に久留米藩、柳河藩、三池藩が合同して三潞県が設置されましたが、その県庁所在地が僅か半年足らずで久留米市に移転しましたが、大川の若津に設置されていたことを知っている大川市民がどれくらいいらっしゃるのでしょうか。三潞県の県庁舎が若津のどこに設置されていたのか御存じの方が、行政に携わられる大川市の職員の方に誰かいらっしゃるのでしょうか。

現在、大川市は陸の孤島などと言われていますが、明治から大正、昭和にかけて、まだ大川町時代だった大川に、簡易鉄道とはいえ2つの私鉄の会社があり、若津と久留米間、若津と柳川間、それから、東町と羽犬塚間という3つの鉄道路線が走っていたこと、どれくらい御存じなのでしょう。大都市でもない片田舎の大川を起点とした鉄道が3路線も存在していたことは驚異的なことではないのでしょうか。

大川鉄道の若津－久留米線の鉄道がなかったら、現在多くの人に利用されている西鉄電車の福岡－大牟田間の路線はできていなかったかもしれないということをどれくらいの方が御存じなのでしょう。これらの歴史的な事実、大川市を再評価する上で大きな財産であり、大川市民が誇りとしてよい文化なのではないのでしょうか。

文化とは、そこに住む人々の歴史や生活や思考が結集した表象だろうと思います。よく文明、文化が発達したなどという表現で、文明と文化が同じ意味合いで言われることも多いのですが、文明と文化は対立概念でもあります。文明は利便性、効率化を求めて得られる結果であり、そのベクトルは画一性の方向を向いています。それに対して文化は、精神的な豊かさを求めて得られる結果だろうと思います。そのベクトルは多様性の方向を向いているのではないのでしょうか。

大川市には多様で数多くの文化財が存在します。これらの文化財は大川市の先人たちが営々として築いてきた生活や信仰や産業を象徴する大川市民の共有財産であり、市民の誇りや地域への愛情を育む大切な資源でもあります。そのような重要で貴重な資源でもあり、財産である文化財が、経済的な効率化という単一的な成果を求める風潮の中で滅失や散逸が進みつつあります。このような貴重な文化財を次世代に継承するために、大川市においてはどのような方針の下に文化行政を進められているのでしょうか、お伺いいたします。

あとは質問席にて質問を続けてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（平木一朗君）

内藤教育長。

○教育長（内藤妙子君）（登壇）

おはようございます。箴島議員の御質問にお答えいたします。

大川市では大川市文化財保護条例を昭和62年4月に制定し、旧吉原家住宅を市指定文化財の第1号として指定し、以後、重要な文化財について指定制度による文化財の保存を中心に取り組んでまいりました。また、文化財の案内看板の設置、市ホームページでの文化財の紹介等を通し、文化財保護意識の啓発を行っています。さらには、旧吉原家住宅、旧清力酒造株式会社を公有化し、一般公開を行い、保存と活用に努めています。

そして、文化財行政の方針ですが、大川市第6次総合計画の教育分野の施策であります第2期大川市教育振興プログラムにおきまして4つの目標を掲げ、その目標の1つに「ふるさとに誇りと愛着を持ち、生き甲斐と豊かさを実感できる人づくり」を挙げ、その具体的目標を「郷土愛の育成と担い手づくり」とし、地域の誇りである文化財の保存、活用を図ることを施策に文化財の保護に取り組んでおります。

今後は、令和3年に策定された福岡県文化財保護大綱を踏まえ、市民の皆様や専門家の皆様に御協力いただきながら、景観保全、地域振興、観光など、文化財保護と関連の深い部署と連携し、文化財保存活用地域計画の作成に取り組み、文化財の保存と活用をさらに効果的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁漏れ等ございましたら自席にてお答えいたします。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

ありがとうございました。

大川市の文化財の概要についてお伺いしたいと思います。

現在、大川市には指定された文化財がどれくらいあるのか、お伺いしたいと思います
が、お願いいたします。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

お答えいたします。

国指定重要文化財が4件、国天然記念物が1件、県指定が6件、市指定が12件となっております。

以上です。

○議長（平木一郎君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

ただいまのお答えで国指定の重要文化財だけでも4件あるとお伺いしましたが、福岡県には現在38件が国の重要文化財として指定されております。そのうち、4件が大川市に存在しています。一番多いのは福岡市の9件、大川市と北九州市がそれぞれ4件、太宰府市が3件などとなっております。このことは人口の面からしても、面積の面からしても、驚異的なことだと私は思っております。しかも、大川市にある文化財は、室町時代前期から昭和の近代に至るまで幅広い時代にまたがっております。このことから、大川市がいかに歴史的に文化に恵まれていた土地柄だとも私は思います。

このことについて、文化財の担当課として生涯学習課長どのように思われますか。御感想をお伺いします。

○議長（平木一郎君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

これまで多くの方々が長年にわたって大切に保存され、また保存につながる活動をしていただいた結果、大川市に4件の重要文化財が残されております。このことにつきましては、文化財の所有者や管理に携わってこられた方々に感謝しかございません。

大川市といえば、木工業をはじめとする産業のほうがかローズアップされますけれども、近隣自治体にはない文化的なポテンシャルも本市にはあると思っております。

今後は、長い年月を経て残された貴重な文化財の保存と同時に、活用の部分にも注力していかないといけないと思っております。また、若い方、そして、子どもたちにもしっかりとつなげていけたらと考えております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

課長ありがとうございます。最後の言葉は、次世代につなげる取組と言っていたかきまして、とてもなるほどなるほどと私は思っております。

福岡県の重要文化財の1割以上が大川市に存在していることからすれば、指定されていない隠れた文化財が数多く存在するのではないのでしょうか。指定文化財以外の文化財について、大川市は把握されているのでしょうか。大川市に現存する文化財を把握するための総合的な調査などを実施されたことはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

指定文化財以外の文化財につきましては、指定を含めまして55件は把握しておりますが、このほかにも把握できておりません文化財があると思います。また、新たな文化財を把握するための調査のほうは行っておりません。

以上です。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

私は平成29年3月議会の一般質問で、テラツツァ建設時に深川造船の門柱が大川市によって撤去、粉碎されたことに対して質問した折に、当時の記伊教育長から、指定された以外の文化財についてリストはないが、リストづくりは当然必要だとおっしゃっておいりましたとの回答をいただいております。それから5年を経過しておりますが、今でも総合的な調査を行ったことがないとのことですが、大川市内に現存する文化財についてのリストは整理されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

未指定を含めまして55件の文化財についてはリスト化しております。しかし、把握できて

いない部分につきましては、当然、リスト化はできておりません。

以上です。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

とても残念です。もう5年もたっていますよね。その当時の教育長の話では、ぜひということのお話だったと思いますが、リスト化することによって、また違った目線ができるかと思えます。

大川市に現存する文化財について、所有者や権利状況などは把握されているのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

55件の文化財につきましては、全て所有者につきましては把握できておりますが、権利というのはちょっとなかなか難しいんですけれども、所有者以上の部分については把握できておりません。

以上です。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

何度も同じことを質問したような感じはしますけれども、把握されていない、把握されていない、5年たっております。せめてもの少しはそれを取っかかっているというあかしがお答えに欲しかったですね。今からでも間に合いますので、どうぞよろしくをお願いします。

文化財のリストもなく、全体把握はなされていないということですが、それでは新たに指定文化財を指定する際にはどのような手続で進めるのでしょうか、お伺いします。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

指定に当たりましては、文化財保護条例に照らし合わせまして、教育委員会が文化財専門

委員会へ諮問し、文化財の保存及び活用に関する重要事項について、文化財専門委員会で調査、審議して意見を答申するものと大川市文化財専門委員会規則で定められており、それを受け、定例の教育委員会で指定する、このような順序になるかと思えます。

また、都道府県の示す文化財保存活用大綱を踏まえた市町村による文化財保存活用地域計画の作成において、市内のどこにどのような文化財があるのか調査を行うこととなりますので、その中で新たな文化財も出てくるかと思えます。それがどのような種別の文化財になるのか、専門家の御意見もいただきながら整理する必要が出てくるかと思えます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

何遍も同じことを言っていますが、新たな発見というのを今、課長はおっしゃいました。確かに文化財、いろんなものを調査することによって新たな発見が出てくる、これは素晴らしいことだと思います。

以前の一般質問でも登録文化財の制度で提案させていただきましたが、大川市の歴史、文化を伝えるものとして、何かと規制の多い指定文化財としてではなく、大川市も登録という穏やかな規制の下で、大川市の歴史、文化を知る上で、重要な文化財を選定して登録文化財として保存を進める取組を進めてほしいのですけれども、いかがでしょうか、お伺いしたいと思えます。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

これにつきましては、文化財専門委員の方々の御意見もいただきながら、市の登録という保存の形を取るのか、十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

十分に検討させていただきますというお言葉をいただきました。これはぜひ進めていくと

いう方向に捉えさせていただいてよろしいのでしょうか。ぜひお願いします。

そして、文化財の専門委員の皆様方が随分入れ替わられたと思うんですけども、すばらしい先生方がいっぱいいらっしゃるって、大川にどれくらいの文化財があるかというのもまた再調査をされたりして新たな発見をしていただくということは、とても大川市にとってラッキーじゃないかなと思っております。

それでは、文化財の補助金についてお伺いいたします。

大川市では文化財に対する補助金の要綱等は定めているのでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（平木一郎君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

大川市文化財保護事業補助金交付要綱のほうで定めております。

以上です。

○議長（平木一郎君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

続けて行かせていただきます。

それでは、大川市の定めた文化財に対する補助金の対象となるのはどのような文化財でしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（平木一郎君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

対象となる文化財につきましては、国、県、市指定の文化財のほうを対象となります。

以上です。

○議長（平木一郎君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

先ほど課長がおっしゃっていただきました国、県、市指定の文化財が対象ということで、それでは、どのような場合に補助金が出るのでしょうか。補助金の対象となる事業はどのよ

うなものでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

指定の有形文化財等の修理、復旧、または保存のため必要があると認める事業が補助金の対象となります。

以上です。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

なかなかそこら辺の究めるところがまず大切なことだろうと思いますが、補助金の金額としてはどれくらい出るのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

国及び県費補助金の交付を受けて実施する事業につきましては、補助対象経費から補助額を除いた額の2分の1以内となっており、市の指定文化財につきましては補助対象経費の2分の1以内となっております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

国及び県補助額は除いた額の2分の1以内、大川市も2分の1以内というなお話でしたよね。それは本当に半分でもそういったものが出ることで、こういうものを持っていらっしゃる分としては、建物としては、ある程度これを残そうとされる方に対して、いい補助金ということになると思います。そういったものは、あまり大川市は文化財がないようなお話じゃなくて、文化財がこれだけある。よその市、県でもかなりの文化財があった中に大川市に重要文化財が4件もあるというのは、なかなかこんな小さなまちであるというのは珍しいと思うんですよ。それはほかにもいろんなものが、有形文化財から何からありますので、ぜ

ひその辺も考えていただきたいと思います。

それでは、補助金の実績についてお伺いしますが、これまでに補助金を交付された実績はあるのでしょうか。あるとすれば、このような事例があるのか。金額についても教えていただけませんか。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

昭和45年以降、10件ちょっとございますけれども、その中で主なものになりますけれども、平成30年、平成31年の2か年にわたる風浪宮本殿の保存修理事業につきまして、事業費が7,062万4千円のうち、国が4,943万6千円、県が741万5千円、市が688万5千円を補助しております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

大川市の文化財に対する補助金は指定文化財のみが対象とされているようですが、他の自治体では、例えば、飯塚市などは登録文化財に対して、修理事業に対して補助金が交付されております。

今後、大川市においても、先ほど申しました登録制度の導入などを検討される際には、補助金の制度拡充について併せて検討していただきたいとお願いします。いかがでしょうか。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

まず、登録制度の導入につきましては、今後の検討課題でもございますし、それに関連します補助金の拡充となると予算のほうにも関わりますので、時期を捉えて関係課と協議したいと思います。

以上です。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

関係者と予算の関係で協議したいということをおっしゃっておりますが、ぜひ協議されて、前向きにそれを補助されるような形を取られたほうがいいかと思うんですけれども、ぜひこれはお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

では、文化財の補助金以外にも、歴史的な建造物の修理工事などに対する補助事業などはないのでしょうか。もしあるのであれば、その対象となる建造物及び修理工事の内容や補助率などについてお答えをお願いします。

○議長（平木一郎君）

龍都市計画課長。

○都市計画課長（龍 健司君）

お答えします。

歴史的な建造物につきましては、大川市街なみ環境整備事業補助金交付要綱に基づき、建物等の修理を希望されます所有者に補助金を交付しております。ただし、この補助金は街なみ環境整備事業地区にある建築物のみが対象となりまして、現在では歴史的に貴重な町並みが現存する小保・榎津地区の一部がこの地区になっております。

補助対象となる建造物は、築50年以上を経過する歴史的価値のある建築物及び工作物となっております。また、補助金の交付基準は、建造物の外観の復元、または保存等に必要な屋根、外壁及び構造的補強のための修理となっております。補助率といたしましては、建物等につきましては補助対象経費の3分の2、上限が1,200万円。門、塀などの工作物につきましては補助対象経費の3分の2、上限が400万円となっております。

以上です。

○議長（平木一郎君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

課長ありがとうございます。ただいまの答えでは、対象となるエリア外は対象とならないと理解しましたが、小保、榎津の対象エリアのすぐ北側にある国登録の江頭家住宅があります。国登録の文化財でありながら、江頭家住宅に対しては街なみ環境整備事業の対象にはならないということですかね。ということになります。修理工事等を行う場合、ほかに何か補助制度はあるのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

2つございまして、1つは登録有形文化財建造物修理等事業、これにつきましては保存修理に係る設計監理事業及び公開活用のための事業。もう一つは地域文化財総合活用推進事業、これにつきましては地域のシンボルとなっている国登録文化財の修理、整備などの機能維持のため所有者等が行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業となっており、いずれも補助対象経費の50%となっております。

ただ、文化財保存活用地域計画を作成している地方公共団体が対象となっており、大川市は未作成ですので、今のところ対象外です。まずは文化財保存活用地域計画の作成に取り組まなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

文化財保存活用地域計画の作成に取り組まないといけないと。その気持ち、決意はあるんですね。今、うんうんと言っていたいただきましたので、確かに頑張っていたきたいと思えます。

生涯学習課もいろんな事業がありまして、大変です。それはよく分かっております。でも、そういった文化財を見ぬふりしてしまったら、大川市の文化財はだんだん、せっかく発掘しても何もならないということになります。ぜひその辺をしっかりと守っていただきたいと思っております。ぜひお願いいたします。

同じことを言うようではけれども、つまり、一般的には登録文化財に対して保存修理工事に対する国の補助金はないんですけど、国登録文化財を大川市としてどのように保存と活用を図るかを明確に位置づけられていれば、修理に対して国の補助が行われると理解してよろしいでしょうか。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

条件次第ではございますが、そのような御理解でよろしいかと思ます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

ありがとうございます。前向きなお言葉をもらいまして、ちょっと勇気が出てきました。

御存じかと思ますけれども、若津にある旧筑紫亭が、5月に所有者が亡くなられ、保存の危機に至っております。7月に有志の皆さんによる地元説明会が行われましたけれども、NHKのテレビ、それと新聞各紙にも取り上げられました。今後、保存に向けた活動が進められていくものと思っております。

これに先立って、大川市（60ページで訂正）の文化財保護課の方に旧筑紫亭の文化財としての価値と保存について、現場を視察してもらった上で御相談をいたしました。旧筑紫亭は明治の中頃の近代和風建築として貴重な建築物であり、保存に値する建造物であり、現在、福岡県では調査、確認されている貸座敷、いわゆる遊郭としては旧筑紫亭を含めて2件しかなく、文化財として保存する価値は十分に認められる。保存する体制を整えば、国登録有形文化財として申請ができることのお話をいただきました。

建物の保存状態は、若干の雨漏りもあり、腐食している箇所も見られます。できるだけ早期に修理工事を行う必要があります。今後、保存会などを立ち上げ、保存活動が行われるものと思ますが、修理工事費用をどのように確保するかが大きな課題となるだろうと思ます。

また、修理工事を行うに当たっては、詳細な建物の調査も必要だろうと思ます。条件次第ではありますが、国登録文化財でも保存修理工事に国の補助が受けられるとのことですので、補助事業として実施できるように大川市としても条件を満たすよう取組をお願いしたいと思ますが、お答えをお願いいたします。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

市のほうでの支援をとということですが、まずは繰り返しになりますけれども、文化財保存活用地域計画を作成するところからになります。これにつきましては少々時間を要す

ることになりますので、その点につきましては御理解をいただきながら、保存についてしっかり協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

しっかりと協議させていただくと。私は今の課長の言葉は、保存活用についての協議をされるということは前向きな、ただ前向きな言葉じゃなくて前向きです。全てにおいて前向きで頑張ってもらえるものと思っておりますので、期待しております。

最後に、市長にお尋ねします。

大川市の現在のインテリアシティを築いた木工技術の礎は、江戸から明治にかけての造船技術にあると思っております。それを生かした若津港は、明治の中頃は九州随一の貿易港として繁栄し、一時は久留米市を押しつけて三潁県の県庁所在地とまでなった大川の繁栄の一つのあかしとして旧筑紫亭が現存しています。ぜひとも御支援いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長の御所見をお伺いしたいのですが、市長よろしくお願いたします。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

かつて海運業によって、大川市というか、旧大川町といいますか、この地域が大変栄えていたということは、これは後世にもしっかりとつないで伝えていかないといけないというふうに思っております。我々の先輩、先祖がそういうことで大変に盛り上がっていたんだよということを後世の方々にもしっかりと伝えていきたいというふうには思っております。

先ほどから出ております旧筑紫亭につきましては、その保存に向けての支援をお願いしたいということで今おっしゃったかというふうに思いますけれども、具体的には教育委員会の範疇でございますので、先ほどから課長が答弁しておりますように、きちっとした制度、そもそもその建物を保存すべきかどうかという判断自体をまだいたしておらないところでありますが、いずれにせよ、そういう地元で保存活動されている方々の相談の対応ですとか、情報の提供ですとか、いろいろな技術的な助言につきましては、きちっと対応させて——教育

委員会の範疇ですから私が言うのもなんなんですけれども、大川市としてもやっていきたいというふうに思っております。

大事なことは、先ほどから言っておりますように、いろいろな歴史の中で我々が生きていて、未来の人たちも生きているということを忘れないように伝えていくという作業でありますので、そのために何が必要なのかというのは常に考えながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（平木一朗君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

本当に後世に伝えていきたいというお気持ちをお伺いしまして、私はほっとしております。ぜひこういった歴史があったということは、やっぱり伝えていかないといけないというのは必要なことだろうと思います。大川市の若津町の時代のときに、若津村か、どちらでしょうかね。そのときにいかに盛んだったかというのを、そして、遊郭というのはあまり触れたくないんでしょうけれども、それじゃなくて建物をぜひ見ていただきたい。建物の1階（60ページで訂正）には長崎のグラバー邸のアーチの飾りがずっと飾ってあります。下からすぐ、1階から見るすることができます。そういったものがあるということが、明治時代の中頃からずっとそこにあるというのは、そのままあったというのは私たちも最初は気づかなかったんですけど、これに気づかせてもらって、すごいものだということに感動いたしました。大川市にこういったものがある、こういったすばらしいものがあるということを、ぜひ次の後世に伝えていきたいと私も思っております。市長どうぞよろしくお願いいたします。

これで一般質問は終わらせていただきます。

○議長（平木一朗君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は10時としますので、よろしくお願いいたします。

午前9時51分 休憩

午前10時 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、5番馬淵清博君。

○5番（馬淵清博君）（登壇）

議席番号5番、馬淵清博でございます。議長のお許しが出ましたので、通告に従い、大川市の「脱炭素社会」（地球温暖化対策）の取組とインテリア産業の振興についてとのことで一般質問をいたします。

今から7年前になりますけれども、2015年12月、パリで開催された気象変動に関する国際連合気候変動枠組条約第21回締約国会議、通称COP21で、主に2020年以降の温暖化対策について議論をされました。主な内容として、世界全体の温室効果ガス排出削減のための方針と長期目標の設定、各国の温室効果ガス排出量削減目標の設定、途上国気象変動の影響を受けやすい国々への援助等、取決めがなされました。当時、日本は2030年には2013年に比べて温室効果ガスを46%削減するという約束、素案を出したそうです。その後、2020年10月、当時の菅総理は所信表明演説で、2050年までに温室効果ガス排出全体をゼロとするカーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すと述べられました。

温室効果ガスが大気中に大量に排出されることにより、地表付近の平均気温が上昇する現象を地球温暖化と申します。現在、地球全体の気温は上昇しており、日本の年平均気温は100年当たり2.45度の割合で上昇しておるといってございます。今後、さらに温暖化が進むと、21世紀には4.1度C以上上昇すると予想をされております。このまま地球温暖化が進めば、氷河などの融解によって、2100年までに最大82センチ海面上昇の可能性や、現実に各国で発生している異常気象により、想定外の40度Cを超える大熱波が襲来、それによる干ばつ、大規模な山林火災など、また、想定を上回る局地的な豪雨による大洪水、それらが頻繁に起こっております。それら多くの災害により、大切な人命が奪われたり、住むところをなくしたりしている方が大変多くおられます。ひいては食料不足、水不足など、人類の生存さえ脅かされる大きな問題を引き起こし、そのため、生態系へのダメージが大きくなり、私たち人間は大きな影響を受けることが懸念されております。

地球温暖化の原因となる温室効果ガス、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがあります。その中でも二酸化炭素は温室効果ガス全体の約65.2%を占めており、二酸化炭素の削減が地球温暖化の鍵となります。二酸化炭素は化石燃料——石炭や石油、天然ガスなどを燃やすと発生をし、自動車の燃料や電気供給を支える火力発電など、私たちの暮らしや生活が便利になった反面、排出量が増加し、地球環境を悪化させているのです。

地球上で二酸化炭素を吸収する役割を果たしているのは森林です。大気中の二酸化炭素を

吸収することで、地球温暖化の原因である温室効果ガス抑制の働きを担っています。しかしながら、森林面積は減少しており、二酸化炭素の吸収が減ったことも温暖化の原因の一つです。二酸化炭素の排出量から吸収量を差し引いてゼロになる状態をカーボンニュートラルと表現し、その実現には、石油、石炭などの消費を控えて二酸化炭素の排出量を減らし、植林や森林管理を行って吸収量を増やす必要があります。そして、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの自然界に常に存在する再生可能エネルギーは温室効果ガスを発生させないために、それらを利用することは脱炭素社会を実現する鍵となります。

地球温暖化は、その名のとおり地球全体の問題であり、パリ協定やSDGsにおいて地球温暖化対策の目標が定められています。

日本でも脱炭素社会を実現させていかなければなりません。日本で2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をされている自治体は、2021年3月時点で東京都や京都市、横浜市をはじめとして329自治体だそうです。九州では、2019年12月にゼロカーボンシティを表明した隣の大木町、そして、九州、鹿児島市を皮切りに、2021年1月時点で31団体が九州で名を連ねています。ほとんどの自治体が施策の具体化を進めると同時に、地域内に向けた意識啓発の活動を始めておられます。2050年を見据えた取組を確実に進める上で、実施体制の構築やロードマップの作成などにまだまだ課題を抱えているとのこと。

るる申し上げましたけれども、地球温暖化への取組は国を挙げた課題であり、2030年の二酸化炭素削減に向け、高いハードルを掲げ、取組を加速させています。各産業界や我々国民も応分の負担とその努力が求められています。また、各自治体の温暖化対策へ取り組む姿勢、その取り組む方法等は、各市町村の品格につながることは明らかではないでしょうか。

御存じのとおり、我が大川市は日本一の木工業、家具のまちです。木に頼り、繁栄し、栄光の歴史を刻んでまいりました。これからも木材に頼り、誇りある基幹産業を守り、継承していかなければならないと思っております。

ですが、原材料である木材の供給源である森林は、二酸化炭素の重要な吸収源でもあります。木材の使用というのは、森林を減らす、地球環境保全や温暖化ガス削減に逆行するのではという相反する悩ましい面もあると思います。このような状況を考えると、大川市はよその自治体以上にもっと真剣に、もっと積極的に地球温暖化問題に取り組むべきではないかと考えます。いかがでしょうか、市長の見解をお願いいたします。

以上、壇上での質問は終わらせていただきます。その他詳細につきましては、質問席にて

行わせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

それでは、馬淵議員の御質問にお答えをいたします。

地球温暖化問題は、国際社会においても重要な課題の一つとなっており、気候の変化が生態系に与える影響の深刻さや異常気象等による日常生活への影響が大変危惧されているところであります。

大川市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制を図るため、自らが率先して地球温暖化対策に取り組むとともに、市民や事業者の自主的、積極的な行動を促すことを目的に、平成18年2月に第1次大川市地球温暖化対策実行計画を策定し、その後、改定を行い、現在は令和3年2月に策定をいたしました第4次計画に基づき、温室効果ガスの削減目標の達成に向け、全庁的に取組を推進しております。

この取組の直近での達成状況であります。平成25年度を基準とした令和元年度の温室効果ガス排出量につきましては10%の削減を達成しております。

さて、温室効果ガスの削減には、森林環境が重要な役割を果たしていることは御案内のとおりでございますが、森林の荒廃を防ぎ、樹木の健全な成長のためには適度な伐採が必要であります。本市は、木を扱うまちとして様々な取組を行っており、具体的には、地域の森林から産出された木材を購入し、製材、加工、家具の製造、納品までのワンストップで提供できる「ふるさと家具」事業や、植樹後15年から20年程度の短い期間で伐採が可能となる早生広葉樹センダンを活用した家具製造事業の展開など、循環サイクルの構築を支援しています。

また、同様の取組として、令和2年に那珂川市と地域木材活用等に関する連携協定を締結し、同市での植林に参加するほか、那珂川市産材を使った什器をモックランドに納品するなど、連携と協働に努めているところであります。

さらに、市内木工所等から排出されるのこくずにつきましては、大川柳川衛生組合筑水園に搬出し、し尿に混ざっている可燃ごみを焼却する際の助燃材として使用することで、重油使用量が減少し、温室効果ガス削減につながっております。

本市といたしましては、今後も地球温暖化対策に取り組み、市民に対しての意識啓発に努

めてまいりたいと考えております。

以上、答弁漏れ等ございましたら自席にてお答えをいたします。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。壇上でも申し上げましたけれども、温暖化ということでは、今、日本でも40度Cを超えたと頻繁に報告されております。ヨーロッパでは、ロンドンをはじめとして複数の地点で40度を超え、ポルトガルでは今年7月14日、47度という温度を記録したそうです。ポルトガルのほうでは、猛暑に関する死者が1,000人以上も出たというふうに発表をされております。ヨーロッパの熱波は、異常気象をもたらしてきた偏西風の蛇行が原因と見られ、地球温暖化の影響が拍車をかけているという見方が有力だそうです。北アメリカや中国でも同じ要因で、日本での6月、7月、8月上旬の猛暑も同じことと考えられ、最高気温が35度、40度が今後もさらに増えているので、その確率は高まりつつあると言われております。

福岡県では、今年3月に第2次福岡県地球温暖化対策実行計画を策定し、2050年までの実質ゼロを目指されています。

大川市では、第6次総合計画、環境安全の推進ということの取組で、低炭素循環型社会の実現に取り組むとともに、CO₂などの温室効果ガスの削減により自然環境の維持保全に取り組めますというふうに書いてございます。このような表現をしてありますけれども、具体的にはどのようなことを考えてあるのか、どのような取組を考えてあるのか、お聞きをいたします。

○議長（平木一朗君）

堀環境課長。

○環境課長（堀 修君）

市の総合計画の基本項目の環境における自然環境の保全やごみの減量化のための主な取組でございますけれども、温室効果ガス削減の取組として、市長答弁でもございました大川市地球温暖化対策実行計画により、市の施設における温室効果ガスの削減の取組を行うほか、低炭素・循環型社会の実現に向けて、3Rでありますリデュース——発生の抑制、リユース——資源の再利用、リサイクル——再資源化です。推進のため、食品廃棄物の排出抑

制やごみの分別収集による再資源化のための広報啓発、また、地域に多大なる御協力を賜っております資源ごみの回収ステーションの実施など、ごみの減量化と資源化の推進を図っております。

また、環境学習、環境教育の推進として、小学生などを対象とした出前講座や施設見学の受入れ、市民向けの環境に関するセミナー等を開催することにより、幼児期からのごみの減量や自然環境の大切さを理解してもらい取組とともに、ごみ減量や環境に対する市民の意識向上に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。先ほどお答えをいただきましたけれども、2020年に大川市地球温暖化対策実行計画というのを作成されたというふうにお答えいただきまして、いろいろな削減を考えてあるということで、小学生の学習までも網羅していただく、それは大変いいことで、今後努力していただきたいと思います。

温室効果ガスを発生させない再生可能エネルギー、太陽光、それから、風力、水力、地熱、バイオマスなどがございます。最も大川市として取り組みやすいというのは、太陽光を利用したソーラー、太陽光発電ではないかと考えているところです。

壇上でも申しましたけれども、脱炭素社会の実現、温暖化防止に積極的に取り組んでいる大木町ですね、これは2019年12月、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ、カーボンニュートラル社会を目指すということを表明されまして、2021年にロードマップを作成されております。報道で御存じとは思いますが、その一環として、大木町は準大手ゼネコンの西松建設さんと共同施設の電力を再生可能エネルギーで賄うマイクログリッド事業、小規模電力網を形成されるとのことで、町役場周辺と、その周辺の公共施設、合計6か所、半径250メートル区域に電線——自営線と言うそうですけれども、830メートルを敷設、太陽光発電872キロワット、大型蓄電池1,500キロワットアワーを整備し、電力を供給するとのことです。災害時の避難所になっている施設もあり、電力の確保もできるということですので、概算の予算としては5億円か6億円、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、3分の2の交付金事業でありますけれども、それを見込んで来年着工を見込んでいるそうです。伺いましたら、

ちょっと最近の物不足によって、金額、期間が不透明でありますけれども、遅れるかもしれないということで返答をいただきました。そのほかに、大木町のロードマップに基づき、ゼロカーボングリッド事業、その展開に取り組み、今後、令和9年までに総額で約20億円程度の事業計画、交付金は12億円を予想していると伺ってまいりました。

私たちがふだんの生活で排出する二酸化炭素のうち、約7割が電気を使用するものだそうです。そこで、太陽光発電というのが身近であるということをお申しましたが、その導入は再生可能エネルギーの中でも一番取り組みやすいのではないかと考えるわけです。

そこで、お伺いをいたします。現在、市の施設でソーラーパネル、太陽光発電を設置している施設、それと、どれくらいの発電量をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（平木一朗君）

田中総務課長。

○総務課長（田中準一君）

お答えいたします。

太陽光発電設備を設置しております公共施設でございますけれども、まず、小学校のうち、大川小学校、宮前小学校、道海島小学校、木室小学校、川口小学校の5校、それから、ふれあいの家と健康福祉センター、合計で7施設というふうになっております。

それで、太陽光パネルの出力容量でございますけれども、現在設置しております太陽光発電設備の容量でございますが、5つの小学校につきましては、いずれも発電の出力容量が20キロワット、それから、健康福祉センターとふれあいの家は共に発電の出力容量が10キロワットということになっております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。ちょっと計算をしてみますと、全部合わせて120キロワットということになりますかね。

こちら辺の、また、ほかの市町村はどれくらいの施設、設備をしてあるかということをお伺いしたところ、柳川市が小学校等を含む14施設、約200キロワットです。それから、筑後市も同じ14施設、小学校、中学校、学校関係が主でしたけれども、それが合

計で210キロワット。みやま市はスマートエネルギーがありましたので、若干多いといひますかね、施設は貸しているけれども、それはみやまスマートエネルギーが買い上げるということでございましたので、みやま市単独でその施設をしているのは120キロワットというふうには伺っております。八女市は、太陽光発電だけでは145キロワットですけれども、先ほど市長が筑水園にチップを使用しているというふうなことを言われました。八女市はその点ではもう少し取組がされておまして、指定管理施設における木質バイオマスの熱を利用することで、温泉を使っております池の山荘、それから、グリーンピア八女、べんがら村の3か所でバイオマス燃料を使用してボイラーを発電しているというふうには伺いました。体制としては、各工場とかから出る木材の破片を協同組合でチップ化し、それを八女市が一応いただくと。そして、各施設のほうでボイラーに使用すると。ボイラーも普通の重油ボイラーだけではなくて、併用ボイラーということで若干お金はかかっているそうですけれども、ボイラーの重油の使用量は約20%までになった、約80%削減されたというふうには伺っております。こういうふうには各地でいろいろ取組をされております。

よその施設は言いましたけれども、今後、大川市ではこういうふうな取組についてどのようにお考えがあるのか、設置を増やしていきたいと思われているのか、そこら辺りをよかつたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（平木一朗君）

田中総務課長。

○総務課長（田中準一君）

お答えいたします。

今後、市のほかの施設にも太陽光パネルを設置できないかというような御質問かと思ひますけれども、令和3年10月に改訂されました国の地球温暖化対策計画、この中におきまして、地方団体は公共施設の脱炭素化の取組を率先的に実施するということとされております。

これを受けまして、本市におきまして、本年3月に行いました大川市公共施設等総合管理計画、この改訂の際に脱炭素化の推進方針というものを追記いたしまして、公共施設における再生可能エネルギーを活用した設備導入など、公共施設等の脱炭素化に向けた取組を推進するということといたしております。

このため、今後の施設の方針や整備に当たりましては、先進地の事例等も参考にしながら、費用対効果を踏まえ、本市に見合った再生可能エネルギーを活用した設備導入などを検討し

てまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。今後はいろいろ取り組んでいただくというふうに返答をいただきましたので、さらなる希望をしてまいりたいと思います。

環境省では、さっき言われたように、意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を準備、令和4年度予算で約200億円を支援すると発表しております。

大木町は、その中の重点対策加速化事業、その交付金の事業計画を策定、提出して、76申込みがありましたけれども、その中の26のうちで先行地域として認定されたそうです。

それで、大木町のほうにどれくらいの予算を要望されたのかと伺いましたら、その査定、提案もありましたけれども、補助金額として2,500万円を予定されているということでございます。その2,500万円、国からの補助金ですので、どのようなことに使われるのかということ、太陽光発電システムの設備をすれば1キロワット当たり2万円、それから、いろいろございますけれども、太陽熱を利用して温水器ですね、それから、地中の熱を利用する、それから、まきストーブ、それから、電気自動車の充電システム、それから、電気自動車を購入したときには一律10万円と、ここにいろいろ補助金を書いてございます。

それで、ちょっと伺いますけれども、今、大木町では1キロワット2万円の補助金をするというところでございます。近隣を調べてみましたところ、筑後市では1キロワットで2.5万円の補助をすると、設置された場合ですね。上限は7万5千円だそうです。柳川市でも1キロワット2万円の補助、上限が8万円。みやま市も1キロワットで2万円の補助、上限8万円。各市町村でも民間の方が意欲的に取り組む太陽光発電をされた場合には、補助金を支給されております。

大川市では現在そういうふうなことはないと思っておりますけれども、予定とかありますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（平木一朗君）

堀環境課長。

○環境課長（堀 修君）

議員の御質問でございますが、市のほうでは過去、平成22年度から平成23年度にかけて地球温暖化防止対策の一環として、クリーンエネルギーを積極的に支援し、もって環境への負荷の少ない自然エネルギーの普及促進を図るという目的で、住宅用太陽光発電に対して1キロワットアワー当たり3万円、上限4キロワットですので、12万円を上限に補助をしていた実績がございます。ただ、平成24年度でこの補助は終了しておりますが、これについては電力の買取り制度が始まったことにより終了させていただいております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。電力の買取りが最初、当時は43円あたりやったですかね。今は大体、今年伺ったところで17円、買取りがですね。また、10年すれば7円になるというふうには、今買取り価格は下がってきておりますけれども、設置費用も10年前やったら10キロするのに約400万円。十数年前、10キロワットを設備するのに約400万円。現在、大体10キロワットを屋根の上に上げるとすれば約200万円弱でできると。10年前の約半分ぐらいの設備投資の金額と伺っております。うちもつけておりませんので、つけようかなと考えておりましたところ、いろいろ勉強させていただいて、なかなかその買取り価格、それから、自家消費分を計算しますと、向こうの会社の見積りでは8年ぐらいで元が取れるというふうにお聞きをいたしました。

公共施設はそういうわけにはいかないと思いますけれども、太陽光パネルを自家消費する分だけでもつけてもらえれば、それだけ電気料が安くなるのかなと。そこに費用対効果というふうに申されましたけれども、そこら辺はきちっと精査をされまして、また今後、採算ベースが合うようであれば取組をしていただきたい。地球に優しいエネルギーだと思いますので、取組をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今まではCO₂、二酸化炭素を減らすということで質問をしてまいりましたけれども、これからは森林、二酸化炭素の吸収量を減らさない取組ということでお伺いをしたいと思います。

森林環境税、それから、森林環境譲与税について伺いたいと思います。

壇上でも申し上げましたけれども、パリ協定の枠組みの下で、我が国の温室効果ガス排出目標の達成や災害防止を図るために、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立しました。

森林環境税及び森林環境譲与税について、簡単に説明をさせていただきます。

森林環境税は、令和6年度から、国内に住居を有する個人に対して課税をされる制度だそうです。現在は復興税ということで、市区町村において個人住民税均等割と合わせて年額千円が課税されておりますけれども、復興税が終わりました後、引き続き森林環境税として千円を賦課するというふうに決められておるそうでございます。

それから、森林環境譲与税のほうでございましてけれども、これは令和元年度から譲与が開始されております。喫緊の課題である森林整備に対応するために、森林の経営管理制度の導入、その時期も踏まえて、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に令和元年度から譲与が開始されております。市町村や都道府県に対して、森林の面積、それから、林業就業者数、人口など、客観的な基準を設けて譲与されているとのことでした。

大川市も譲与のことは、以前、報告がっております。受け取る支給額、大川市が受け取った森林環境譲与税は幾らぐらいなのか、令和元年度、令和2年度をお伺いさせていただきます。それから引き続き、それはどのような事業に使用されたのか、2つを続けてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（平木一郎君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

ただいま森林環境譲与税の金額並びに用途についてということで、農水省のほうに報告しているのがうちですので、うちから報告させていただきます。

これまで本市に譲与された額でございましてけれども、こちらは令和元年度が136万4千円、令和2年度が290万円でございます。

次に、活用実績ですけれども、令和元年においては、ふるさと家具製品の販売、PR、パンフレット作成経費への補助金、それ以外に県産材を活用した移動式屋台の購入費として活用しております。令和2年度においては、市庁舎の1階のカウンターに設置した県産材活用の飛沫防止パネル33台の導入経費として活用しております。また、活用できなかった部分に

については基金積立teを行つてゐるということでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。活用されなかつた部分は基金積立teということでございますけれども、現在、基金は幾ら残つてゐますか。

○議長（平木一朗君）

田中総務課長。

○総務課長（田中準一君）

森林環境譲与税積立基金の令和3年度末の現在高でございますが、66万8,200円でございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございます。基金は使うものと思つておりますので、有効に今後使つていただきたいと思ひますし、今後、また森林環境譲与税というのを、今年度も多分来ると思ひますので、それも含めまして有効に使用していただきたいと思つております。

森林環境譲与税については、それに関する法律第34条ということ、どのように使つたらいいのかというふうなことが決められておるといふとあれですけども、どのような方向に使つたらいいかということ、調べておりましたら、人工林の整備、市町村が発注者となつて森林を整備するのに使つていいとか、都会では森林がないので、近隣の自治体と一緒になつて森林を整備するのに使つていい。それから、人材の育成ですね。それから、今回、那珂川市との協定もありましたけれども、木材の利用ということで、施設の木造・木質化、それから、ここに普及啓発ということ、森林の体験ツアーとか、植樹活動を通じた交流会、森林の整備や苗木購入等も可というふうな総務省のほうでは森林環境税の使い方を——指定ではありませんけれども、いろんな方面に使つていいですよというふうなことを言つております。

昨日、今月の市報が来ましたが、それに7月の福岡県だよりも入つておりましたけ

れども、7月の福岡県だよりで「カーボンニュートラルなふくおかへ」という特集が掲載されておりました。カーボンニュートラルの具体的な説明、温暖化はどうして起きるのかと、私たちの生活への影響、そして、CO₂を減らす、それから、吸収量を増やす取組というふうに説明をしてございました。

4年前になりますけれども、大川市のほうでは文化センターの前でセンダンの木を植樹いたしました。壇上で倉重市長も言われましたけれども、若い樹木はCO₂をどんどん吸収して成長するため、成長が早い早生樹の育成に加え、「植樹」「伐採」「利用」のサイクルを回すために県産木材の利用を推進するというふうに、この県だよりにも書いてございました。

よく皆さん御存じかと思えますけれども、杉やヒノキは50年かかると。センダンの木は20年、30年でできるというふうに伺っております。

そのことを含めまして、森林環境譲与税の中で植林とかを含めたところでの今後の取組というのは、何か予定とかございましたらお聞きしたいと思えます。

○議長（平木一朗君）

田中総務課長。

○総務課長（田中準一君）

森林環境譲与税につきましては、間伐や路網といった森林整備、それから、人材育成、担い手の確保、それから、木材利用の促進や普及啓発に活用するという事で使い道のほうに限定をされております。

その上で、今後の取組ということでございますけれども、先ほど市長のほうからも申し上げましたけれども、木を扱うものづくりのまち大川ということでございますので、引き続き本市の公共施設等に国産材、地域材を使用した木製品等の導入や、県内の自治体にふるさと家具を活用していただくためのPR事業など、国産材、地域材の利用促進や普及啓発に係る事業に森林環境譲与税を有効に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございます。大川市の製材業さんあたりもセンダンの木はかなり期待をされて

おりますし、サイクルが早いと、CO₂削減も含めたところで、世界全体から見れば、植樹してセンダンの木がどれぐらいの効力があるのかというのは、微々たるものだと思いますけれども、家具のまちとして取組ができればと思って、その植林の話をしたわけでございます。

森林環境税も私たちの大切な税金でございますので、有意義に使用していただきますようお願いしたいと思います。

それから、先日、ちょっといろいろセンダンのことをある方とお話ししておりましたら、三又小学校のほうでセンダンの木プロジェクトというのを何か計画してあるふうに伺いましたので、三又小学校のほうに行って校長先生とお話をしてみました。

そしたら、6年生の総合学習、授業の一環として、センダンの木ではございませんけれども、大川家具の歴史、それから、家具業界の今までですね。それから、今からの課題、今後の問題等、未来を考えるというふうな授業を総合学習としてやりたいと。そして、その中に、早生樹であるセンダンの木の授業、その木のこともお話をしたいと。そういうことを伺いました。地球温暖化、それから、温室効果ガスの勉強会等も含めたところで、センダンの木の話もするというところでございました。

そこで、できればセンダンの木の記念植樹とかそういうこともすることができれば、そういう植樹をして、20年後、30年後に成長した樹木を、自分たちが植えた樹木の使用方法とか、大きくなって、その6年生で植えた方、12歳で植えられた方が20年後、32歳ですかね、そのときに、生活の中で自分たちのことも含めまして、生涯にわたる学習の一環としても考えているということでございました。

環境省は、今年4月に「みんなで変える地球の未来～脱炭素社会をつくるために～」環境教育教材を作成したそうでございます。また、SDGsや福岡県でのワンヘルス推進基本条例が推進されている今、未来を担う小・中学生には充実した環境教育を、そういう資料を使いながら、ぜひ行っていただきたい。教育長、学校教育課長もおられますので、将来を担う子どもたちにしっかりした環境教育をお願いしたいと思っております。

時間が迫っておりますので、次に進みます。

次はインテリア関係ですけれども、古材——古い材木の再利用におけるインテリア産業振興についてということでお尋ねしたいと思っております。

壇上でも申し上げましたけれども、地球温暖化の取組は国を挙げた問題であろうし、二酸

化炭素削減に向けて取組を強化しております。各産業界も、国民も、それ相応の努力と負担が求められるのではないかと思います。

御存じのとおり、大川市は木に頼って、木の命をいただいて繁栄をしてまいりました。これからも木材に頼って基幹産業を守っていかなければならないと思います。

しかし、二酸化炭素の吸収源である森林、地球温暖化を考えると、森林を伐採すると、木を使うということは、木を使用する大川市にとっては地球温暖化には逆行するのではないかと、大きな意味でいうとそういうことになりますけれども、逆行するのではないかとという悩ましい面もあるのではないかと思います。加えて、コロナとか、熱波による森林火災、そういうので伐採の規制などもありますし、ウッドショック、材木が不足しているというふうな話も伺っており、それも深刻な問題になりつつあると伺っております。

これからは私の意見ですけれども、一方、大川市をはじめとして、地方都市では過疎や高齢化によって空き家が急増しております。空き家は地域の問題として大きな問題ですけれども、解体等を進めて、大川市もですけれども、努力中のところであると思います。そこで木材不足を少しでも緩和できるのではと。あわせて、地球温暖化、カーボンニュートラルの実現に向けて動きをすべきではないかと考えたときに、空き家を解体した際の建築木材を資源化して、古材として家具や建具の原材料として再利用するようなことは、そういう新しいシステムを解体業者さんたちと話しながら立ち上げると。そういう新しいシステムを立ち上げたらどうかと考えたわけでございます。

地球温暖化の対策も併せて、木材を補うという点でもあるように思いますけれども、こんなことができないかなと思ったわけです。前もってインテリア課長にはこういうことを伺っておりますので、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

すみません、私からお答えさせていただきます。

少々お時間いただきますが、地球温暖化と森林、樹木の関係についてなんですけれども、話を少し整理して考えないといけないと思っております。

といいますのは、森林がCO₂を吸収するというのは、それはそのとおりでありますけれども、議員が質問の途中でおっしゃったように、若い木はたくさんCO₂を吸収して自らが

大きくなると。木は生物ですから、当然、呼吸をしていますので、自らもCO₂を吐き出しています。樹齢がいくつくと、ピークは30年ぐらいだというふうに使われていますけれども、40年、50年たってくると、CO₂の吸収量というのはぐっと落ちてきて、自らが吐き出すCO₂は変わりませんから、CO₂の、いわゆる温室効果ガスの削減効果というのはどんどんなくなっていくというのが現状です。ということは、日本の国土の大部分を占める森林が高齢化をすると、木はそこにあるんだけど、CO₂を吸収しないということになりますので、一定の樹齢が来た木は切って、新しい若木を植林して循環させることがCO₂の抑制には大変効果があるということになります。

なので、我々としては、森林環境譲与税を使って、地元の木、国産材であったり県産材を使いましょうということのPRに充てさせていただいて、ほかの自治体に、もう二、三年なありますが、営業に回って、振興センターが窓口なんですけれども、やっと今少しずつ注文が入ってきているような状態になっています。

その上で、先ほど言われました建材については、ほとんどが国産材だというふうに思いますので、古い家屋に使われていた建材を家具や建具のほうに使うのが環境的にいいのではないかと御提案だと思いますが、私としてはどちらかというところでは、例えば、壇上で申し上げましたが、木質バイオマスとかに使って行って、新たに使う分については、樹齢が結構たっている木が日本中の山の中にたくさんありますから、それらの木を活用することのほうがCO₂の排出削減にはつながっていくんじゃないかというふうに思っております。

外国の木については少し話が違いますので、今申し上げたのは国内の木でありますし、木造家屋の材のほとんどは国産材だと思いますので、そういうふうにして新しく木を切ってきて、そして、植林をする。廃材については木質バイオマスであったりとか燃料にして、油を使うのを抑制するような方向に、もう少し大きなサイクルの中でできれば地球温暖化防止にもつながるんじゃないかということになります。

大事なことは、大木町さんは大木町さんのやり方がありますし、大川市は大川市のそれぞれ特色に合った強みを生かしながら、地球温暖化防止にも努めていきたいというふうに思っております。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

時間が迫っておりますので、最後のまとめに入らせていただきたいと思います。

今私が提案——提案というよりも、ちょっとお話をさせていただきましたけれども、ない知恵を絞りまして、古い家、そういうふうな古材を使って営業してある木材の間屋さんもございませぬ。私が言いたいのは、微々たるもの、ほんのこれっぽっちかもしれませぬけれども、古材を利用して、大川市はこのように今、古材も利用して家具とかそういうとに使うようにしているんだと、そういう取組もしてあるんだということが大きくなれば、SDGsが高々に叫ばれておりますけれども、そういうことができれば、時代にマッチにした、大川市にしかできない政策、事業ではないかと考えて、自分なりに発想してみたところがございます。リサイクルされた部材が使われてということになれば、付加価値の高い製品になると、そういう話題にもなるのではないかとというふうな考えで発想したところがございます。大川市は基幹産業として、今後も新しい発信をしていかなければなりません。その中にそういうふうなこともあっていいのではないかとというふうな形で、できるなら振興センターができるのかなとか考えていたところがございます。

最後になりますけれども、私が発想した、意見を出したような提案、市長も言われましたように、今後の温暖化取組には新しい発想がどんどん出てくると思います。新しい取組は、かなり課題、問題があるのは普通、当然でございますけれども、私が言った提案も原理原則的にはできないことはないのではないかとというふうに自分では思うわけです。

それは振興センターの理事長である市長、副市長あたり、前回の質問でも永島守議員がインテリア振興センターのことに對して質問をされてございました。振興センターには家具の販売、それから、今私が申しましたのも含めまして、大川市の発展に尽力していただきたいと思いますと思っております。

今後、私が考えたことも、ひょっとすると、ある木材製材業さんが発想されるかもしれませぬけれども、すぐこういうことができるとは思いませんけれども、こういうことができればと検討するに値するのではないかと思いますので、そういうことを検討していただけないと思いませんが、期待して今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は11時10分としますので、よろしく願いいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、4番宮崎稔子君。

○4番（宮崎稔子君）（登壇）

皆様こんにちは。4番、公明党、宮崎稔子です。それでは、質問に入らせていただきます。

2013年5月24日、社会保障や納税に関する情報を一元的に管理するという、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が国会で成立し、2015年10月に、12桁の数字が私たち国民の一人ひとりに個人番号として通知が届きました。

このマイナンバーが必要となるのは、主に社会保障、税金、災害対策の3つに関連するときであり、マイナンバーにより、これまで複数の機関に存在していた個人の情報が同一人物の情報だと即座に確認することができるようになりました。社会保障、税、災害対策の分野で国が効率的に個人情報管理のためのマイナンバー制度です。

内閣府のホームページには、マイナンバー制度を導入する目的として、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平、公正な社会の実現を挙げています。それは例えば、年金などの社会保障や税関係の申告を行うには、今まで申請者が書類を事前に準備する必要がありましたが、マイナンバー制度により、申請者は添付書類をつけずに行政機関への申請ができます。行政としても、この制度により行政機関や地方公共団体との連携もスムーズになり、確認作業の手間とコストが削減されます。

また、この制度は、近年多発する災害時にも、被災者名簿の作成や、救助、扶助金の支給に関する事務手続、被災者の生活再建支援金に関する事務手続等に迅速に対応するためにもマイナンバーカードは活用されますので、効率化が進みます。

また、公正、公平な社会の実現として、所得などの受給状況を把握しやすくなり、社会保障において不正受給を防止しつつ、必要な人に対しては確実に給付することができます。

マイナンバー制度を導入することで、社会保障と税制度の効率性、透明性を高め、国民の利便性を上げる、そして、きめ細やかな支援が迅速に行えるよう、それがマイナンバー制度の目的ではなかったでしょうか。その上で、今、国は各人がマイナンバーカードを取得することへの推進に力を入れ、様々な施策を打ち出しています。

しかしながら、2018年1月より交付が始まったマイナンバーカードですが、大川市におきましても、現時点においてなかなか交付申請が進まないような気がしております。

まずは壇上より、市民の皆様から多くのお尋ねがありますマイナンバーカードを作る必要性とは何か、また、カードを作るメリットは何かを御説明をお願いいたします。

あとは質問席にて質問させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、マイナンバーカードの必要性についてでございますが、新型コロナウイルス対応などを通じてデジタル化の遅れが社会の課題であるということが明らかになりました。今後、人口減少と高齢化が一層進んでいく中で、社会のデジタル化は避けて通ることができません。その上で、マイナンバーカードは、安心、便利で豊かなデジタル社会を構築するために欠かすことのできないツールであると考えております。

マイナンバーカードの普及促進につきまして、国は今年度末までに全国民にカードが行き渡ることを目指しており、9月末までにカードを申請した人を対象とするマイナポイント第2弾を、インパクトのある最大2万円のお買物ポイントを前面に出してテレビや新聞などのメディアによるPRを行っております。

本市におきましても、市報やホームページなどを活用し周知を図っておりますが、申請率をさらに伸ばしていくためには、カードを持つメリットを分かりやすく伝えていくことはもちろん、市民の皆様にとって使い勝手のよいカードとなるよう、行政がスピード感を持ってカードの利便性を高めていくことが重要だと感じております。

マイナンバーカードを持つメリットにつきましては、本人確認の際の公的な身分証明書になること、2つ目が、確定申告など、各種行政手続のオンライン申請ができること、そして、健康保険証として利用できること、さらには、コンビニなどで行政上の各種証明書を取得できることなど、市民生活の利便性の向上に資するものであります。

例えば、カードを使えば、自宅にいながら24時間いつでも確定申告ができます。添付書類を省略でき、紙と比べて還付金が早く振り込まれますし、青色申告者につきましては、控除額が10万円優遇されております。また、カードを健康保険証として利用すると、御本人の同

意を前提に、医師が過去の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになり、より適切な医療が受けられるようになります。今後、カードを使える医療機関が増加し、さらに、令和6年度末に運転免許証との一体化が実現すれば、カードの利便性は格段に高まるものと考えております。

本市といたしましても、生活の様々な場面でマイナンバーカードでサービスを受けられるような環境をDXの推進と併せて整備してまいりますので、市民の皆様におかれましては、最大2万円分のポイントがもらえるこの機会に、ぜひマイナンバーカードを取得していただきたいと思っております。

以上、答弁漏れ等ございましたら自席にてお答えいたします。

○議長（平木一朗君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

丁寧な御説明ありがとうございました。

それでは、同じ質問を繰り返すことにもなるかとも思いますが、いま一度質問させていただきます。

先ほど壇上でもお話ししましたが、このマイナンバー制度の導入によって、国民の利便性の向上、行政の効率化、公正、公平な社会の実現を目指すとされております。

私も導入後に、先ほど市長が壇上でもお答えをいただきましたように、年末調整のときとか市へ手続に行った際に、今はマイナンバーの提示を言われるようになりました。その後、マイナンバーカードの作成をと国も推進をしておりましたので、息子に頼んでスマホでカードの申請をしてもらって、マイナンバーカードを取得いたしました。その際に、今までマイナンバーをと言われるときに提示をしていた通知カードのほうは返却となったんですけれども、そもそもマイナンバーが書かれているこの通知カードとマイナンバーカードはどのように違うのでしょうか、御説明をお願いいたします。

○議長（平木一朗君）

野中企画課長。

○企画課長（野中貴光君）

お答えします。

まず、マイナンバーとは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番されている12桁の番号で

ございます。

マイナンバーによって個人の特定を確実にかつ迅速に行うことが可能になり、行政手続きにおきましても、行政機関の間で情報連携することにより必要な添付書類が減るなど、行政事務の効率化や国民の皆様の利便性につながることを期待されております。

一方、マイナンバーカードにつきましては、住民の方から申請により無料で交付されますマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された顔写真つきのプラスチック製のカードでございます。本人確認書類として利用できるほか、現在、社会保障、税、災害分野のうち、法律、または条例で定められた手続きに利用されております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

それでは、今、大川市もDXが進んでいるということで、その効果を実感することも私も増えてきました。

例えば、LINEですけれども、私も大川市のLINEをお友達登録していますので、市の情報がダイレクトに届くようになりました。とても感謝しています。ありがとうございます。特に私はごみ出しのメールが、明日はごみを回収に来ますよと必ずメールをいただきますので、忘れることなく、とても助かっております。5月の連休のときとか年末年始など、今日のごみの回収はどうかと調べなくてもよくなって、不安になることもなくなりました。今本当にツイッターとかdボタンなどの市の情報ツールの選択肢は増えて、とてもありがたいと思っていますけれども、特にLINEは自分が知りたい大川市の情報を簡単にダイレクトに知ることができますし、これからもより多くの様々な手続などでもスムーズにできるようになるようで、「くらしの手続きナビ」のボタンを押すと、そこに、「ただ今準備中です。リリースまでお待ちください。」の、この文字にとっても期待をしております。

大川市のLINEとのお友達登録は市民の皆様にとっても便利ですよと特に私もお勧めをしていますし、DXが進むということはこんなに便利になることなのだ一人でも多くの市民の方に実感をしていただきたいと思っております。

ただ、御高齢の方など、スマホはお持ちでも、市報やチラシ等の文章だけでは操作に苦手

の意識があって、なかなかお友達登録もしていただけないのが現状です。しかしながら、高齢者の方には特にぜひこれは登録をしていただき、その有用性を実感していただきたいと思っております。どうか担当の課だけではなく、職員の皆様が丸となって、ゆうゆう会とか、地域行事とか、市のイベント行事、また、小さい単位の公民館など、様々な場所に顔を出していただいて、いろんところでこのLINEのよさを分かりやすく御説明をお願いいたします。そして、お友達登録、それから、受信設定まで、お一人お一人と一緒に登録の操作をしていただきたいと思っております。その後、メールが来て初めてそのよさを実感していただけると思いますので、どうかそのような細やかなところまでよろしく願いをいたします。

その中で、1点お尋ねをいたします。

大川市でもDXにより住民票や印鑑登録申請など、LINEによるオンライン申請やコンビニでも交付ができるようになったということでもありますけれども、これは今御説明をいただいたマイナンバー、通知カード、それでできるのでしょうか。それともマイナンバーカードが必要となるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

議員の御質問にお答えいたします。

まず、オンラインの申請、それから、コンビニ交付、コンビニ申請、両方ともマイナンバーカードが必要でございます。通知カードはあくまでもマイナンバーを個人様にお伝えをしているカードでございますので、こちらはただマイナンバーをお知らせして見せるためのものがございますので、いろいろなシステムには御利用できません。

それから、今マイナンバーカードを利用して行える申請としまして、先ほど議員もおっしゃいましたようにオンライン申請がございますが、こちらが本年4月から住民票の写しと戸籍の謄本・抄本、戸籍の附票、除籍の謄本・抄本、独身証明書を、また、7月からはそれに加えて印鑑登録証明書と所得証明書、課税証明書、非課税証明書等の税証明をオンラインで申請することができます。対応のスマートフォンをお持ちで、先ほど申しましたマイナンバーカードと、あとはクレジット決済を行いますので、クレジットカードを御準備いただきまして、専用のアプリをダウンロードしていただきますと、市役所に来ることなく、24時間

いつでもこれらの証明書の申請ができて、数日後には御自宅に郵便で送られてくるという仕組みになっているものでございます。

また、コンビニ交付につきましては現在行っておりませんが、12月から住民票の写しと印鑑登録証明書の交付をスタートいたします。こちらマイナンバーカードを持っていれば、市役所の窓口に来ることなく、年末年始除いて、朝の6時半から夜の11時までコンビニ等で証明書を受け取ることができることとなっております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。本当にDXが進むということはこんなに素晴らしい時代が来るのかなというのを、今御説明をお聞きいたしまして感じました。各種証明書がコンビニとかオンラインで取得できるようになるということは、休みが取れない方とか遠方からわざわざ来ないといけないとか、本当にそのような方にとってはとても助かりますし、また、土日祝日なども利用できる、また、夜も利用できるという、本当にありがたいことだなと思っております。

しかしながら、必要なときは市役所に行くからマイナンバーカードは必要ないよと言われる方も正直おられます。そのような方にとってもマイナンバーカードを持参すると何かよい点などあるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

お答えいたします。

現在は行っておりませんが、10月から申請書作成支援システムというものを導入する予定でございます。これは市役所正面玄関を入られたところに専用の端末を設置しまして、マイナンバーカード等をかざして幾つかの指定された数字を入力するだけで、その御本人様の御住所と御氏名、生年月日、性別などが印刷された申請書が既に出来上がるというもので、実際、申請書に今手書きをしていただいておりますが、この手書きされる手間が減るものと思われまます。

また、手数料条例も前回の議会で可決いただきまして改正されます。住民票の写しなど、これまで1通200円だったものが、来年1月からは300円に改定されますが、先ほど申しましたコンビニ交付やオンライン申請をされる場合は、これまでどおり1通を200円のままに据え置きますので、窓口に来られるよりもこちらを御利用いただいたほうがお得になることとなりますので、ぜひそちらを御利用いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。10月からカードを持参すれば、市役所に持ってくれば、いろんな申請書を申請するときに、そこに名前とか住所とか性別とか書かずに申請書が出来上がってくるというすばらしいシステムが進んだなということを感じております。ありがとうございます。それはとても便利です。先ほどの料金等も、今回、市報等にも先ほどの説明が載っておりましてけれども、住民の方もしっかり読んでいただいて、オンライン申請のほうが100円安いんだよということをぜひ知っていただきたいなと思っております。

先ほどのLINEをお友達登録してみて、本当に市と直接つながってみて、これはいいなということを実感していただけるように、実際にマイナンバーカードを活用してみるとそのよさを感じていただけるということですよね。分かりました。

それではもう一点、マイナンバーカードの活用にはマイナポータルを通してと言われますけれども、マイナポータルとはどのようなものでしょうか、御説明をお願いいたします。

○議長（平木一朗君）

野中企画課長。

○企画課長（野中貴光君）

お答えいたします。

マイナポータルにつきましては、子育てや介護など、行政手続のオンライン申請のほか、行政機関等が保有いたします御自身の情報、例えば、健康保険証情報、薬剤情報、予防接種情報、税や所得税情報などや行政機関等からのお知らせの通知を受信できます。さらには、御自身の情報が行政機関の間でやり取りされた記録の確認ができるなど、そういったサービスを提供しているものでございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございました。本当に今御説明いただいたように、私もこの質問をするに当たって、マイナンバーカードにどれだけ利便性があるのか、マイナポータルアプリを取って自分の情報を確認してみました。壇上で市長もおっしゃったように、確定申告とか年末調整時など、本当にこれは助かりますよね。医療費の領収書も自分で管理しなくても医療費控除の確定申告はオンラインで簡単にできますし、年金の手続なども窓口には行かずとも、待ち時間もなくていつでもできて本当にとってもありがたいなと思いました。

それから、コロナワクチン接種証明書も自宅で私もマイナポータルを活用して取って見たんですけれども、その場ですぐ取ることができました。保険証もそこにひもづけしましたので、お薬手帳代わりにもしっかりなるのか、今年1月から7月を試しに私も設定してみたんですけれども、今年、眼科とか内科にかかったときに処方されたお薬がすぐに分かって、お薬手帳にもしっかりと載っています。

また、限度額適用認定書を市役所に頂きに行かなくても、一定以上の支払いが免除される高額療養費制度も適用されます。このカードは便利で有用性が高いなというのを本当にこれは私もやってみて実感したんですけれども、こうなってくると、セキュリティーの心配も懸念されます。マイナンバーカード取得にはそのような点も皆さん御心配をされているようです。セキュリティーは大丈夫なのでしょうか、御説明をお願いいたします。

○議長（平木一朗君）

野中企画課長。

○企画課長（野中貴光君）

お答えいたします。

マイナンバーカードは顔写真入りのために悪用は困難なほかに、ICチップを利用して情報を利用するには暗証番号が必要になります。暗証番号を一定回数間違えますと、カード機能がロックされます。また、不正に情報を読み出そうといたしますと、ICチップが壊れる仕組みとなっております。

なお、カードのICチップには税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っておりま

せん。

また、紛失、盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止につきましては、24時間、365日、受付体制が取られております。

また、故意にマイナンバーカードを含む個人情報を提供するなどすれば、厳しい罰則も適用されます。こういった様々な安全対策が講じられているところでございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。とてもセキュリティーがしっかりと守られているんですね。本当に今分かりました。ありがとうございます。

私もマイナンバーカードの使い方はまだまだうまく活用できているほうではありませんけれども、その実用性は先ほどお話ししたように、実際やってみて、本当にその便利さと活用の幅広さに感心をしています。しかしながら、壇上でも述べましたとおり、カードの交付状況に少し伸び悩みがあるようですね。

総務省は、令和4年7月末時点のマイナンバーカードの交付状況を発表しています。そこで発表されていた7月末時点での大川市の交付数は1万3,018枚で、人口に対して39%の交付率となっていましたけれども、正直少ないのではと、この数字を見て思ったところです。これは7月末時点ですので、その後の最新の状況など分かれましたら教えてください。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

お答えいたします。

国が発表しております最新の情報になりますが、8月21日現在でございます。大川市で1万3,345枚を交付しておりまして、交付率は40.62%となっております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

分かりました。8月21日、7月末から20日ほどで、40.62%ということで330枚ほど増えているのかと思います。ありがとうございます。

それでは、大川市の取得状況がもし年代別にでも分かれましてら教えていただけますか。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

お答えいたします。

こちらは国の発表は8月21日現在なんですけど、年代別の集計をいたしましたのが8月25日現在ですので、若干異なりますが、御容赦ください。

それでは、10歳刻みでお答えをいたします。ゼロ歳から9歳までの方で32.62%、10代の方が35.21%、20代の方が41.31%、30代の方で40.09%、40代で38.36%、50代の方で41.61%、60代の方が46.97%、70代で45.12%、80代の方で34.68%、90代の方で14.55%、100歳以上の方は2.08%となっております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

分かりました。大川市におきましては、50代、60代、70代の年代の方も非常に大きな取得をしていただいているなということを感じました。ありがとうございます。ゼロ歳から10代、それから、80代以上になってくるとまたちょっと厳しい状況も続く中で、これからが本当にこの方々をどうしていくのかというのが難しい課題ではないかなと思いますけれども。

総務省は8月25日、マイナンバーカードの申請数が50%を超えたと発表しておりました。大川市はその時点で、21日の時点で40.62%ということで、国の平均からしたらちょっと遅れぎみではないかなと思います。

壇上でも市長がお答えいただきましたように、国は今、マイナンバーカードの取得に向けて、第2弾としてポイントの付与が行われておりますよね。マイナンバーカードの新規取得で5千円分のポイント、それから、健康保険証とひもづけをして7,500円分のポイント、給付金などの受け取り口座をひもづけるとして7,500円分のポイントということで、マイナンバーカードを取得すると、合わせて2万円分のポイントが付与をされますけれども、先ほど

もお話があったように、ポイントの付与も今月末までにカードの交付申請をされた方となっております。経済効果も踏まえて、地域活性化の点からも国はこの施策を打ち出しているのではないのでしょうか。それに乗らないということが本当に価値的ではないと思いますし、また、個人的面からいえば、それを活用しないということは本当にもったいないようで、市長も壇上でおっしゃったように、大川市の皆さんにポイントも頂いて活用していただきたいなと思っております。

国は今年度中にはほぼ全ての皆さんにカード取得をしていただけるように目標を掲げ、各自治体にも推進をお願いしてあると思いますけれども、大川市としてその取組はどのように行われてあるのでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

それではまず、市民課において行っております取組から申し上げます。大きく4点ございます。

1つ目は、写真の無料撮影のサービスでございます。市民課の窓口におきまして、これは令和元年12月から始めておりますが、申請に必要な方のお写真の無料撮影サービスを開始しております。あわせて、申請の仕方が分からないという方には、タブレット端末を使いまして申請の代行まで行っているところでございます。

2つ目が、日曜の窓口開庁でございます。こちらは令和2年12月から始めておりまして、マイナンバーカード交付、いわゆる取得のために毎月第2日曜日の午前中、8時半から12時まで市民課の窓口を開けております。特に今月と先月、8月と9月につきましては、第4日曜日も開庁してカード取得の推進を図っております。

3つ目に、出張申請がございます。こちらは、企業等に職員が出向きましてマイナンバーカードの申請をするというもので、申請の際に本人確認とパスワードの設定まで行うことで、出来上がったマイナンバーカードもまた企業等まで持参をするものでございます。これは現在3団体で4回ほど行っております。

次に、4番目ですが、出張申請サポートです。こちらは企業やイベント会場等に職員が出向きましてマイナンバーカードの申請をサポートするもので、例えば、確定申告の会場や、法人会を通じてですが、企業や、あとはモッカランドでの乳幼児さんの健診会場、それから、

最近ではコロナのワクチン接種の予約会場などにも出向いて申請のサポートを行っております。こちらはカードの申請をお手伝いするもので、受け取りの際には市役所まで足を運んでいただく必要があるものでございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

野中企画課長。

○企画課長（野中貴光君）

それ以外について、私のほうからお答えいたします。

まず、小学校、幼稚園、保育園に通います子ども様の家庭に、9月初旬にチラシを配布したいと考えているところでございます。

それと、高齢者向けのスマホ講習会を今後実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

市としてもしっかりと取り組んでいただいているなということは実感いたしておりますので、ぜひそのことを市民の皆様も知っていただいて、いろんところでぜひ申請をしていただきたいなと思いますけれども、今、マイナンバーカードの申請をまだされていない方には、QRコード付きの交付申請書が送付をされてきております。しかしながら、カードを取得したいけれども、スマホを持っていない方とか、おうちでしょうと思っても携帯がガラケーの方とかもありますし、また、スマホの操作が苦手な方で、そういうところに足を運ぶことができない方とか、障がいをお持ちでそういうことが困難な方もおられると思うんですよね。誰も取り残さないという思いで今たくさん取り組んでいただいておりますけれども、大川市として誰も取り残さないよという思いで、その点の取組など、お考えが今後ありましたら教えてください。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

お答えいたします。

まずは、どなたか一緒に連れてきてくださる方がいらっしゃるということであれば、先ほども申しましたように、市役所のほうに御本人さんをお連れいただきましたら、全て市の職員の方で手続をいたしますので、スマホ等をお持ちでなくても大丈夫かと思えます。ただ、足を運ぶのが大変という方であれば、例えば、お近くに携帯ショップがあるという方、NTTドコモさん、ソフトバンクさん、あとはauさんなど、こちらも7月からは、例えば、申請書をお持ちでなくても、スマホなど何も持ちでなくても、マイナンバーカードの申請ができるようになっておりますので、そちらのほうでもしていただければと思います。

また、QRコード付きの申請書をお持ちであれば、申請書に顔写真をお貼りいただいて郵便で出すという方法もございますので、どうしてもそれがかなわない場合は写真を貼って郵便で送っていただくという方法もございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。本当に一人も取り残さないという思いで、これからまた、今答えていただいたようなことも含めてしっかり取り組んでいただけるとありがたいと思いますので、またそのことを市民の皆さんにも、取得されたい方にはこういうことを大川市はやりますよということをしっかりとお伝えいただければなと思います。そのような点からも、LINEも登録してもらうのは一つの方法ではないかなと思いますので、そちらのほうもぜひよろしく願いいたします。

大川市も、市民の皆様にも少しでも、より住みやすいまちづくりを進めていくために、DXを推進し、そのデジタル技術を取り入れることで生活がより便利になるように今力を入れてあると思います。そのことを市民の皆様にも実感していただくためには、このマイナンバーカードを取得していただくことも必要になると思うんですけれども、最後に市長にお尋ねをいたします。

交付税に関わってくるような話もある中、大川市におきましても、これからの残り60%近くの方々のカード取得の推進が課題ではないかと思えますけれども、国がマイナポイント第2弾を今月末まで行っていますけど、ほかの自治体では独自のポイント付与とかプレゼント

など、申請を後押しするような施策もしてあります。大川市としても、マイナンバーカード取得に感謝の意も込めて、何か市独自のポイント付与とかお考えではないでしょうか。

また、ポイントというと、あまり実感としてお得感を感じない方もあるかとも思いますので、お隣の柳川市さんなんかは、マイナンバーカードじゃなくて地域活性化の意味も含めてやられてもありますので、大川市としてもマイナンバーカード取得の感謝の意を込め、地域振興券の発行など、何か市独自で感謝のプレゼントを考えるおつもりはないでしょうか。地域振興券を一度も御利用されたことがない方などにも地域のお店を知っていただくよいきっかけにもなりますし、カード取得の後押しにもなるかとも思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

今まさにDXを市を挙げて取り組んでいるところでございまして、先ほどからお話しただいておりますLINEなんかは、4月に始めたばかりでございすけれども、7月に機能追加をしたり、また、12月にはコンビニ、それから来月には、実際書かなくてもマイナンバーカードをお持ちいただければ、役所へ来ると、名前とか住所とかいっぱい書かなきゃいけないことから解放されるということでもあります。

また、今年初めて、今この端緒に就いたわけですけれども、単なる手続だけではなくて、その先はもっともっと、いろいろなお困り事ですとか課題がある中で、人間が労力をかけてやっていた、解決していたようなことを、そういうデジタル技術を使うことによって、もっと皆さんが暮らしやすくなるようなまちにしていきたいというふうに思っておりますので、そういう面からもマイナンバーカードの取得率の向上というのは大変重要だというふうに思っております。

もちろん、交付税にかかってくるという話もございすけれども、その中で、取得率を上げるためにポイントとか地域振興券というお話ですけれども、結論から言うと、今のところ考えていないというのが私の気持ちであります。

といいますのは、先日報道でありましたが、国はこの最大2万円のポイントのために1兆4,000億円の予算を確保しておりますが、現在、約6,000億円が余っていると。つまり、40%以上使われていないということでありまして、財務省の審議会などでは、ポイントによって作ろうとする気持ちを惹起させる効果というのが一定その程度ではないかということも言わ

れております。近隣でも取り組まれておりますので、その状況はよく見ながらやっていきたいと思っておりますが、現状ではその2万円のポイントが今月までということで駆け込み需要がどの程度あるのかということも見ながら考えていきたいと思っておりますが、今のところそういうポイントに頼らないような普及策を考えていかないといけないというふうに思っております。

○議長（平木一朗君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。本当に皆さんが取得したくなるような取組をしっかりとお願いしたいと思っております。

今、大川市役所の中では全職員の方々が一丸となって、市民の皆様がより住みやすく、また、より一層市役所を身近に感じていただけるようなDXを進めてあるのではないのでしょうか。そのためには、市だけじゃなくて、市民の皆様の御理解と御協力も必要だと思います。私もマイナンバーカード取得に力を入れ、市民の80%以上の方が取得をされている先進地のお話をお聞きしましたけれども、やはりカードの推進には様々な工夫をされてありました。申請を補助するために専用の車両を購入して、今お話、市もしていただいておりますけれども、企業だけではなくて、お一人様でも大丈夫ですよということで個人宅を回ったりとか、申請したカードを市役所まで取りに来れない方には、御本人が希望されれば、ヤマト運輸の本人確認サービスによりカード配達を利用したりとか、また、マイナンバーによる市のホームページというのが、市長のコメントをはじめ、カードの安全性、先ほどのセキュリティーの面もしっかりと詳しく説明を載せるなど、本当にその内容の充実に頭が下がりました。そして、お話をお聞きしますと、やっぱりカードの利便性の向上が何より一番大切であって、10月から進められるように、実際に市民の皆さんがカードを市役所に持ってきてみて、それを使ってみて、その便利さを肌で実感してもらうことが一番大事ですよということを言われました。

いろんな情報が飛び交う中で、本当に市民の皆様も不安をお持ちの方もおられます。大変だと思いますけれども、どうかその点分かりやすく、そして、正しい情報を丁寧に、本当に誰も置き去りにしない思いでマイナンバーカードの推進をこれからもお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（平木一朗君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は13時としますので、よろしく願いいたします。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、申し上げます。本日、箴島かおる議員から午前中の本会議一般質問における発言に関して、一部訂正の申出がありましたので、これを許可することにいたしました。14番箴島かおる君。

○14番（箴島かおる君）

私の一般質問において、次の2点が誤っておりましたので、訂正させていただきます。

まず1点目は、筑紫亭の文化財に関する発言の中で、視察を行っていただいた課を大川市の文化財保護課と申し上げましたが、正しくは福岡県の文化財保護課でありました。

2点目は、筑紫亭の建物の1階には長崎のグラバー亭のアーチの飾りが飾ってありますと申し上げましたが、正しくは建物の2階部分でありました。

以上、訂正させていただきます。

○議長（平木一朗君）

次に、一般質問を続行いたします。3番内藤栄治君。

○3番（内藤栄治君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号3番、内藤栄治です。ロシアが2月24日、ウクライナに侵攻して8月24日で半年になり、その日はウクライナの独立記念日でもあります。アメリカやNATOの国々から新しい兵器が続々とウクライナへ届いて、戦況は膠着状態からウクライナ南部の州都ヘルソン奪回へと動き出しました。ロシア軍の苦戦が報じられています。独裁者プーチンの戦争を早く終わらせ、一日も早く平穏な世の中を取り戻してほしいと思っております。

それでは、一般質問へ入らせていただきます。

大川市がほかの自治体に誇れるものといったら何があるのでしょうか。私は第一に家具のまち大川、食べ物としては幻の魚エツではないかと思っております。日本で唯一筑後川の河口

に生息し、産卵のために有明海から筑後川を遡っていきます。繊細な魚なので、漁獲地以外に出回ることもなく、幻の魚として、期間限定で5月1日から7月20日まで大川、諸富、城島など一部の地区でしか食べることができない貴重な魚、それがエツなのです。幻の魚と言われるゆえんであります。

私もここ数年、エツ漁解禁になると毎日流し網に出ています。その時期は毎日食べていて、それを普通と思っておりましたが、今回調べてみたところ、普通ではなく、幻の魚エツだということを改めて痛感いたしました。

年々エツは減少しています。今年は特に不漁でした。エツの生態を知り、保護に向けて環境保全も大切だと思います。観光資源としても大きく大川市に貢献しています。エツを知り、大切な資源として守っていかなければなりません。

また、このことで漁師の方やエツ料理店の方と話をしてみると、温暖化の影響か、エツの時期が早まっているようです。解禁日を早めて、4月10日から15日から6月30日までにしたらどうかという意見が大半でした。早めに禁漁にして、産卵に備えたほうがよいと思われます。

大川市一存では決められないと思いますので、大川市が関係自治体に声かけをして、自然保護やエツ漁の期間などを話し合ってみてはどうでしょうか。リーダーシップを発揮していただきたいと思います。

あとは質問席からの質問といたします。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

内藤議員の御質問にお答えをいたします。

エツにつきましては、本市の観光資源の一つとなっております、毎年5月1日のエツ漁の解禁日には、筑後川の夏の風物詩として多くのマスコミから取材がなされ、本市のPRにつながっているところであります。

エツの漁期につきましては、議員御承知のとおり、5月1日から7月20日までとなっております。エツ漁の最終日につきましては、以前は7月31日までであったものが、エツの漁獲量の減少に伴い、エツが産卵を行う期間を確保するため、資源保護の観点から、多くの時間をかけて協議が重ねられ、平成7年に7月20日に変更がなされ、現在に至っていると聞いております。

河川などの内水面の漁期につきましては、毎年、福岡県内水面漁場管理委員会で許可方針が確認された上で、福岡県により決定されているものであり、漁期の変更に関しましては、漁協や漁連など漁業関係者からの要請がなされた際に、変更の必要性や科学的データを基に審議され、決定されるということでもあります。

また、筑後川のエツに関しては、福岡、佐賀両県に接していることから、福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会にも諮る必要があるため、一定の時間を要するとも聞いております。

また、現時点での研究では、エツの遡上は5月上旬から始まり、4月上・中旬の遡上はほぼ認められないとされております。資源保護のために漁期を早めるという御提案でございますが、まずは現状確認が必要かと思われますので、市内の漁協を通じて漁業者からお話を伺うとともに、近年のエツの生態調査状況等を福岡県有明海研究所に確認してまいります。

いずれにいたしましても、エツにつきましては、本市の重要な観光資源であるとともに、有明海・筑後川固有の生き物でありますので、この貴重な地域資源を将来にわたって守っていただけるよう努めてまいります。

以上、答弁漏れ等ございましたら自席にてお答えいたします。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

ありがとうございました。やっぱり市長の答弁の中にもありますように、大川市としても大変な貴重なエツは観光資源ということでございます。この点について、どのような観光資源で重要な位置にあるかということ、もう一度担当課のほうから聞きたいと思います。

○議長（平木一朗君）

永島インテリア課長。

○インテリア課長（永島潤一君）

観光事業全体に占めるエツ観光のウエート、こういった割合等につきまして具体的な数値はございませんが、毎年エツのシーズンには多くの観光客の方をお迎えしておりますので、他の観光施設の回遊などの波及効果も含めまして、重要な観光資源の一つであると考えております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

やはり私も、大川市での観光資源の中で、エツというのは本当に期間限定ですけど大変重要な位置を占めているだろうと思うんですね。日本でもここだけしかいない魚ということで、世界でいうなら中国とか朝鮮とか、あそこら辺のところに少しはいますけど、日本ではこの大川近辺の河口だけ、有明海から筑後川というような感じでございます。

それを踏まえて、本当にエツを守っていかなければいけないというのは、もう誰でも同じ気持ちであろうと思うんですね。これを守っていくためにはどうしていくかということで、まず、市長の説明の中にもありましたけれども、この解禁日、5月1日から7月20日までの解禁日をどうやって決定したかという、どういう部署で、どういう具合で設定されているかをお聞きしたいと思います。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

エツの漁期につきまして、こちらの決定については福岡県のほうで知事が決定するものでございますけれども、その期間の決定については、先ほど壇上答弁にありましたように、福岡県内水面漁場管理委員会を設置してありまして、そちらのほうで諮って、問題がないかということも含めて、期間も含めて、毎年審議がなされていくことでございます。

さらに、佐賀、福岡両県にまたがりますので、両県の合同の内水面漁場管理委員会にも諮って決定されるということでございます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

県の内水面漁場管理委員会で、毎年5月1日から7月20日までということ、今年もそうしますというのを決定するわけですか。これはもう通年というか、決定しているけん今年も同じですよということじゃなくて、会議として、一応今年はこれからこれということを決めていくわけですか。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

エツについても含めてですけれども、内水面の漁業関係について、必要な分について、毎年審議されているということを聞いております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

それは、いつ頃ですか、何月ですか。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

大体毎年1月頃に会議が開かれておるということでございます。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

なら、毎年1月頃に開かれていて、来年度のエツの解禁日はその場で決まるということでございますね。それでいいですね。

それで、エツはどのくらい漁獲量というか、そのときも会議に出てくるわけですか。今年は何れくらい取れたとか。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

すみません、ちょっと会議の内容を、詳細な会話の内容については私のほうは承知しておりません。すみませんけれども、お答えできないことになります。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

この席には大川市は出席していないということですね。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

自治体としては、基本、県のほうが入られるということだと思っています。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

そのメンバーの中では、漁業組合とか、そういう関係者の方々に決めているわけですか。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

一応委員会のメンバーについてとか、簡単な議事録についてホームページとかで載せてあるということですが、基本的には委員会は学識経験者が4名と漁業者と遊漁者代表の6名で構成されているということでございます。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

学識経験者が4名で漁業者が6名で計10名じゃなくて、6名でいいですか。どちらですか。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

合計で10名ということで、内訳が先ほどの4名と6名という形です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

分かりました。それなら、こういうところで決定をされているということでございますね。この内容は行政としては分からないと、参加していないからですね。なら、こちら辺はこちら辺でまたちょっと研究してみます。

それで、エツはどのくらい大体漁獲量はあるかということだけは把握しておられますか。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

市内のエツ漁をされている部分については、毎年漁期が終わった後に各漁協からの集計を通じて県のほうに報告をしておりますので、市内の部分については把握できております。

ただ、城島とか、上流側とか、佐賀県のほうについてというのはちょっとうちで数字を持っていないということでございます。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

それはもう、よそはよそで調べていいけど、大川市が調べているところは、何年かちょっと教えてください。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

今手元にあるのが令和3年度までの分ですね。今年のがちょっとまだ集計が終わっていないということですので、それで申しますと、過去3年で見ますと、平成31年度、令和元年ですね、このときが9.5トン、令和2年度、このときが約6トンですね、令和3年、去年についてが7.4トンという形になっております。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

すごいですね、この量は。びっくりするような、こんなにエツがおるかなと、私はちょっとこう思っておりますけど。

それと、この取る漁師さんですかね、これはどのくらいおられるのですか。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

エツ漁は毎年許可証をいただいてやられておりますので、その分で許可をもらってある方の人数としては合計で90人という形になっております。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

エツを取るには許可証が要るんですね。船にこう旗を立てるわけですね。このくらいぐらいの許可証を。毎年毎年、あれが色が変わって、諸富と大川で交換というような形になっているけど、それで90名が許可をもらって、90名が全部エツ取りしているわけじゃないから、取っている人たちは何人ぐらいでしょうか。

○議長（平木一郎君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

一応自家消費も含めたところで、実際に網を流して取っている方でいうと、59名という形になっております。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

ええっ、59名もいらっしゃるやろうかなと自分は思うんですよね。自分はずっと筑後川に入って、船に乗ってエツを取っているけど、そんなにはいないはずなんですよ。実際この取っている方は何人ぐらいだと思いますか。

なぜこういうことを聞くかという、きれいな資料がないんですね。本当にエツは9トンとか、6トンとか、7トンとかで、本当にこんなに取っているかとか、大体どのくらいの人たちが取っているかとか、本当にもうちょっとシビアな資料は把握していないんですかね。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

毎年基本的には各漁協のほうで取りまとめしてもらった数字をいただいている状況ですので、その中で各個人がどれぐらい取ってあるというのは一件一件上げてあります。

ただ、もちろんさっき言ったように、自家消費で結局売りには回していらっしゃらない部

分というのもございますので、メインでエツをその期間集中して取ってある方がはっきり何件というのは、ちょっと今数字が手元にございませんで、御了承ください。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

この59名、許可をもらっているのが90名、そしてその六、七割が出ているやろうというような計算ですね。こんなに船が出るなら、もうエツを取る網を流す場所がないんですよ。もう順番待ちになるわけです。だから、絶対こういう数字にはならない。自分が知っている間でも10そう出ればもう多いほうです。大川市の取る位置からいってですね。鐘ヶ江大橋から南から、新田大橋の下までの間ぐらいで、10そう出るならもう今日はいっぱい出たなというような感じなんです。そこら辺の、本当の数字を把握しないと、エツが今現在どういう状況かということをもっと知ったほうがいい。現状はこういう形だなということを知らなければ、どういう対策を打つか、どういうことをするか、また、県のほうに資料を出すかといった——間違っただけ資料が出ているんじゃないかなと思いますけど、その辺どう思いますか。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

間違っただけ資料と言われると、ちょっと私ども判断はできないところがございます。というのは、きちんとした形で漁業者さんから上がってきたものを漁協からは集計していただいているという形で私どもは考えておりますので、そこを一件一件がどれだけ詳細に取ってあるかということまではなかなか調べてはいないというのが現状です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

私が思うには、そこら辺をもっと密に調べて、大体どのくらいのエツが大川市でシーズンのうちに上がっているのかなということを知ったほうがいいかなと思います。単純計算で、自分がしたけど、この中で一番少ない、令和2年の6トンと上がっている数字の中で、大体エツの1匹の重さはどのくらいだと思いますか。大きくて、形のいいエツ、ちょっとこのくらいのエツで80グラムなんですね、形のいいとで。それで仮に平均して、ちょっといいエツと

考えて計算しても、6トンをこれですと7万5,000匹になるんですよ。7万5,000匹なんか、ちょっとこの大川近辺で消費もできないし、そして、これが5月が31日、6月が30日、7月が20日間、合計81日、81日ですと、1日にエツが上がるとが925匹、形のいいのばかり毎日、そんなこと絶対にはないですよ。ここら辺が現状とのずれが物すごくあると自分は思うけど、こういう計算してもすぐ分かるようなことが、これが県の資料とかなんとかで独り歩きしていつているということになってくると、そりゃ漁業組合から上がってきた数字をそのまましておりますと、それはそれでいいです、はっきり言って。でも、それと現状とのギャップが、これじゃ本当にエツの保存とか、いろいろ考えていく場合に、資料になるかと自分は思うけど、それはどう思いますか。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

資料としては同じような形で毎年積み上がってきている分ですので、じゃ、その方法を変えとかという形になると、これはまた違う話になってくると思いますので、現段階では私はもうそれしかないと思っております。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

現段階ではこれしかない、間違っただ資料をぼんぼん出していつて、それがこうですよというような、ちょっとそれはあれじゃないですかね。だから、現状に合ったような調べ方をして、実際はこれで、今、エツはこういう状態ですよというようなことを真剣に考えないと、自然保護とかなんとか言う前に、今どういう状態かということ把握したほうがいいんじゃないですかね。自分はここでちょっとあらっと思つて、質問がこっちのほうに行つておるけど、ここは現状を把握して、そのために自然保護とか、エツをどうやってなくなるないようにするかというような対策を打つためには、現状を本当にもっと真剣に把握したほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

一応議員から御意見いただいておりますので、こちらとしても実際にどういう形での集計がなされているのか、もう一回確認をしたいと思います。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

ぜひその確認はお願いしたいと思います。自分がこう思うに、漁協も、もうそういうことを調べてくれと言われて、調べというか、数合わせになっているかなと思っているんですよ。自分も漁師さんなんかよく知っています、はっきり言って、取っている人を。その人たちの話を常に、横の連絡を聞きながら状態を思っているんですね、現状を。そして、このエツは本当にやっぱり大川市で大切な観光資源の魚だということを認識しておられるのなら、この環境保全とか、そういうエツのためにはこうしたらいかなというようなことを考えて、大川市は何か対策を打っておられますか。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

ちょっと現在という形ではございませんが、以前からの取組といたしましては、昭和63年から平成5年までの期間ぐらいは、まず、エツの稚魚をふ化させて、放流しようかということで実験的にやっていたということは聞いております。ただ、かえりはするんだけど、成長することまではできなかったというところで、もうそこで1回終わっております。

あとは、平成18年から30年度までは、エツの成魚の卵を取って人工授精をした分を六五郎橋の上流部分ぐらいの一番かえりやすいという辺りで放流していたという形で、資源増殖の部分での試験をやっておりました。ただ、実際どれぐらいかえっているかというのはちょっと分かりませんので、それともう一つは、より上流の筑後川漁協さんのほうでエツの稚魚の増殖まで成功されております。よりそういうもともとの産卵場所に近いところでやっておられる部分がございますので、令和に入ってから、その人工受精についてもやっていないのが現状です。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

人工ふ化を試みてやったけど、結果はあまり芳しくなかったということですね。まあ、それはそうでしょうね。そんなもう、エツなんか特に難しい回遊魚やからですね。

それで、今、人工ふ化をして流してと、テレビでよく出る城島なんかはやっているみたいですけど、城島の情報はありますか。

○議長（平木一郎君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

すみません、城島の部分についてはうちでは把握はしておりません。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

この人工ふ化というのも本当に難しいやろうと思うんですね。城島でも大体こう大きくなっているというけど、なかなか本物にはならないというかですね。自分は思うけど、自然ふ化が一番いいと思いますけど、その自然ふ化のための対策なんかはしたことがありますか。

○議長（平木一郎君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

自然ふ化についての取組というのは特にやっておりません。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

人工ふ化はとにかく難しいということがあるわけですね。だから、自然ふ化が本当に自然にかえすやり方だから、これが一番いいと思うんですよね。それをするにはどうしたほうがいいかなと思うけど、自分も思っているけど、これは私の意見だからですね、課長も言っていると言ったから、こういうことをよそのほうに言ってくださいということで、今、エツとか川魚、筑後川で筑後大堰があるですね、久留米のところに、筑後大堰までが筑後川の川魚の一応中流、河口の辺の魚だと思いますけど、これで禁漁区はどのくらいだと思いますか。

○議長（平木一郎君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

確認したところ、大堰から河口300メートルの区間については禁漁区ということで、取っ
てはいけないということで確認しております。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

だから、大堰よりも300メートルぐらいの禁漁やったら、もうこれ大したことないんです
ね、エツのためにも。これを本当に、私の意見として申し上げるには、もっと3キロばっか
い先、天建寺橋から上はもう禁漁区にするとか、エツの時期でもですね、エツに対してです
ね、そうしたら自然ふ化もできるんじゃないかなと思うんですよ。

それと、エツを取るのに、もう夜、網を流すのはやめまじょうとか、夜間に取りに行くの
を、そういうことをすると大分違うと思いますけど、それに対してどう思いますか、課長。

○議長（平木一郎君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

すみません、ちょっと個人的な意見を述べる立場にございませんので、お答えを控えさせ
ていただきます。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

課長としては言われたいのが当然でしょう。だから、私がぼんぼん言っていきますので。

それと、私が言った、この7月はもう取るのをやめまじょうと、今7月20日までが解禁な
んですよね。自分もエツを取っているけど、7月になってきたら本当に少なくなるわけです
ね。それはもういいとして、今年なんか特にひどかったのが、手の幅の大きさのエツがいつ
ぱい取れ出したわけですよ、7月に入ったら。大川が取れないと、もう城島が取れるという
か、もう上に上っておるか、いや城島取れたよ、7月はと話を聞くわけですよ。城島の人に聞
いてみると、もう全部手のひらサイズのエツ、それも白いエツ、あの有明海に行って回遊を
して上ってきたエツじゃないやろうと思うんですね。これはもう城島で人工ふ化したエツが

そこら辺をうろうろしていたエツじゃないかなと思うんですよ。もう弱々しい、網から上げたらすぐに傷んでしまう。それをさばいてみると、全部卵をはらんでいるわけです。こんな小さなエツがですよ。これはちょっとおかしいなと、だからこういう、もしそういうエツが卵をはらんでいるということは、もう産卵をしなくちゃいけないということだから、これやったらもう7月は取らないほうがいいんじゃないかなというのが、料理屋さんもこれは商売にはならないということで、こんな小さなエツを出されないというか、もう城島から入ってきたエツなんかも全部そういうエツやったら、形のいいエツは本当に少なかったということなんですよ。

そこら辺どう思いますか。

○議長（平木一郎君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

すみません、ちょっと私、現状を把握しておりませんし、見ておりません。その辺りについては答えるべき立場にないというのが現状だと思います。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

もう答えがないということやろうけん、だから私が言うのは、7月からもうやめていいと、エツの観光船もあんまりエツが少なくて、観光船が多いときには10隻ぐらいあったわけですね、この筑後川近辺に。今はもう何隻、2隻、1隻はこの前、岡村さんのを修理して、三川屋さんが流したけど、もう7月に入ったら逆に川風がだんだんひどくなって、天気も荒れてきて、あまり船も出されないわけなんです。だから、もうエツの観光も船ではされないというか、そういうことも時期的に7月はそういう時期に入ってきているわけですね、現在。だから、7月はもう取らない、エツは終わっていいですと。だから、7月の早めに終わらせて、それを産卵させたほうがいいんじゃないかなと。

それで、なぜ4月のほうに先に行くかというのと、5月1日から解禁になって、すぐ取っていくと、去年も今年もこんな形のいいエツが取れるんですね。本当は昔やったら小さいエツからだんだんこう大きくなって、ピークが来るわけです。それでこうなってくるけど、今はもう5月1日から本当に立派なエツが取れ出して、わあ、これはすごいなと言いつつ、今

度は終わりが早いわけです、逆に。だから、これはもう4月の半ばぐらいが前の5月1日ぐらいの感覚、時期になっているやろうと思っているわけです。誰も、もう4月に網を入れられないから分からないけど、網を入れたら、4月になったらちょうど段階に来ているかなと思うんですよ。だから、7月はもうエツをやめて、今この温暖化で川の水が温かいんですね。自分も船から手を川の水につけると、本当に温かいですよ、5月でも。だから、ちょうど川の温度がちょっと上ってきて、それでもエツの時期が早くなっているかなというような実感は持っておりますけど、こういうことをこの内水面漁場管理委員会とかなんとかに資料とかなんとか提出して、意見として言われたいでしょうか。

○議長（平木一郎君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

その辺りの調査等については、まず、現状確認等が必要であると思います。自治体から直接という形というのはなかなか難しいということをお認識しております。あくまでも漁業者さん、漁業協同組合、この辺りの意見の中での部分が大きくなっていくということであれば、それは県のほうとしてもそういう意見については検討されるのではないかと。ただ、現段階で私どもから直接というようなことは考えられないと思います。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

ならもう、大川市としては動きようがないということですね。そう解釈していいんですね。努力するあれはないかなということで、漁業組合とかなんとかはアプローチはするけど、諸富のエツを取っている人たちと話してみると、もうこうやって前倒しにしたほうがいいというのが大半なんですね、実際に取っている人、料理屋さんもそういう意見なんですね。諸富の有名な料理さんとかなんとかも、もう7月はやめて、前倒ししてもらったほうがいいと、エツがあまりこんな状態で、例年こういう状態だからですね。去年も取れたといっても、7月からがたっと落ちたんですよ。だから、そういうことを、ならどうやって動いたほうがいいかという、そういう時期をずらすとか、そういうエツのための研究をしてくださいとかいうのをお願いするなら、ここに内水面漁場管理委員会をお願いするとして、そうしたら漁業組合さんに行って、そこのほうからその意見を出してくださいというような道筋でいいんで

しょうか。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

流れとしては、基本的にはやはり実際にとってある方たちが組織としての漁協を通じて、そういう意見が上がってくればという形になると思います。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

そのほうはもう漁業組合の方たちと話し合いをするようにこちらからアプローチしますので、それはもういいとして、大川市としても側面的に応援するということはないでしょうか。

○議長（平木一朗君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

側面的というか、まず、事実確認の部分で、私どもはエツが今どういう状況にあるかというのは、1つには有明海研究所とかでは毎年卵の採取などで調査とかやっておられますので、その辺りの状況をまず確認させていただいた上で、できることはどんなことがあるのかというのはちょっと考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

そういうことで、もういつまでやってもどうしようもないと思いますので、この本当にエツというのは大切な魚で、もっと現状を把握して、どういうことで、これからエツはずっと大川市の大切な魚なんですから、これを保存していくためにも大事に扱っていかなくちゃいけないやろうと自分は思うんですよ。そうしたらどうするかということは、やっぱり自分は、現状はこういうことだということを本当に把握しないと、話しようがないですもんね、基本の資料がこんなにずさんだったらですね。そこら辺もしっかり踏まえてですね、市長どうぞ。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

今、課長と議員の御議論を聞いておりましたが、まず、大前提として、漁協から今我々が教えていただいているデータが間違っているという前提に立たれると、これはもう何の議論もできないということでございまして、現に漁業に関わっていらっしゃる方々からの積算です、積み上げの数字を各漁協から大川市はデータをいただいていますので、これが間違っているかということの前提はよくないと思います。それが間違っているなんていうことになると、経年比較もできません。もう何十年とその方法でデータをいただいていますから、過去との比較もできなくなっていくます。議員は議員で、その実際に川に出られた感触とか、関わっていらっしゃる方々からのお話のことでそういうふうに思われているということではあるかと思いますが、漁協から提出されたデータが間違っているということは我々は思っておりません。

それから、データでいえば、例えば、7万匹、8万匹ということがありましたが、シーズンになれば多くのお客様がエツを食べられています。私も毎日のように食べますし、よそからお客さんが来たらエツを紹介して楽しんでいただいておりますので、連日食べられていることからすると、七、八万匹ぐらい人の口に入っても不思議はないかなと、私なりの感触はありますが、これもまた感触でしかありませんので。

それから、年によって、当然、取れる時期とか成長の過程というのは違うと思います。これ今、何を申し上げたいかということ、こういうことはまさにさっきから議員がおっしゃっているように現状把握することが大切であって、そのためにはしかるべき研究者であるとか、県の有明海の研究所があります。科学的なデータを取れる能力がある機関、そして、そこにおられる専門家の方々の研究、調査、そういうものによってどうしようということ判断しないといけないというふうに思っております、早めたほうがいいのか、遅くしたほうがいいのかということ、そういう確実なデータがあって初めて議論に供されるべきものだと思いますし、年によって大分違うと思いますので、複数年のきちっとした調査なりデータを集めての話だと思います。

その調査を、大川市自体は調査する能力、権能を持ちませんので、先ほどから言っているように、県の研究所なり携わられる漁協、漁連の方々の活動の中からそういう話が出てくれば、県の機関にしっかりと、当然、大川市もこのエツはしっかり未来に守っていきたい、県

も当然そういうふうに思っただいただいていると思いますので、確実な客観的なデータを基にこういうものは議論をするべき話だなというふうに思いました。

繰り返しになりますが、我々には川の中のエツの状態がどうなっているのかというのは客観的に調べるすべがございませんので、そういう上級官庁のお力でデータを調べて、きちんとエツが、議員がおっしゃるように未来に向かって守っていけるように、それは我々もちゃんとしていきたいというふうに思っております。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

この7万5,000匹、6トンで7万5,000匹、これぐらい取れるやろうという市長の感想、絶対こういう数字はありません。これは分かっています。これはもうはっきり。そのデータの集め方も本当は知っているんですよ。こういう公の場で言われたいんですね、はっきり言って。

それはもう言われたいから、だから、本当に地に足の着いたデータを取るようになさないと自分は言うんです。本当にこれ、絶対あれなんですよ。だからもう、このデータを取られた、自分がこしこ取ったと申請したとか、全部そこら辺のことは、これが結構あるんです。だから、もうそこら辺のことを、内情を自分は知っているから、データはきれいなデータをこれからは取ってほしいと。そうしないと、エツは現在どういうふうな流れで筑後川にいるかということが全然把握されていないと自分は思うんですよ。だから、しっかりしたデータをお願いいたします。

私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（平木一郎君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は14時としますので、よろしく願いいたします。

午後1時50分 休憩

午後2時 再開

○議長（平木一郎君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、15番川野栄美子君。

○15番（川野栄美子君）（登壇）

皆様こんにちは。1日目の一般質問、最後の登壇者となりました川野栄美子でございます。

本日、一般質問いたしますものは、今こそ平和学習の充実を！（21世紀に対する警鐘が聴こえる）ということを質問いたします。

21世紀に対する平和を脅かす警鐘が聞こえているようで、恐ろしくてなりませんという市民の声も本当に聞かれる今日この頃でございます。その中の一つが新型コロナウイルス感染症であります。いまだに終息のめどが立っておりません。これをウイルス戦争と言う人もいますが、コロナ感染症の拡大に至った経緯についてもいまだ明確な答えが出ていません。このような問題に対しては、国単位での対応は不可能であり、WHOに頼らざるしかありませんが、WHOはいま一つ明確な答えは出さず、感染に手つかない状態が今日あっております。

また、ロシアによるウクライナ侵略が始まり、いまだに終わりそうもありません。本来であれば、国連が大きな役割を果たすべきですが、この戦争は安保理常任理事国の一角を担うロシアが始めたことから、安保理は全く機能せず、国連は打つ手がありません。世界の大半の国々がロシアを批判する立場を取っていますが、一向に戦争が収まる気配はないのです。

このように国際機関の現状を見る限り、機能不全に陥っていると言ってもよいのではないのでしょうか。第二次大戦以後、世界は大きく書き換えられ、地図上の線引きについても何度も変更が加えられ、それによって民族や宗教などの対立や紛争が起きてきました。今の世界情勢こそが、21世紀に対する警鐘であります。

21世紀は、国家という枠組みは大事にしなくてはなりません、それよりもっと大切なことは、人という尊厳との関係性を重視し、よりよい共同体を構築する手法を見いださなくてはなりません。そうしなければ、人は未来がないと言っても過言ではないでしょう。

日本は戦後77年、平和な日々を過ごせました。しかし、これは多くの戦没者の貴い犠牲の上に築かれたことを忘れてはなりません。

よって、大川市において、戦後、平和学習はどのように行われてきたのか、これからどのように推進していくのかを随時質問してまいります。

まず、小学校、中学校、高校における平和学習の内容についてお尋ねいたします。

これは平和学習の基本でございますので、答弁は教育長がなさっていただこうと思いますが、できるだけ詳しく小学校、中学校における平和学習の内容をお願いしたいと思います。

壇上からは以上でございます。

○議長（平木一朗君）

内藤教育長。

○教育長（内藤妙子君）（登壇）

川野議員の御質問にお答えいたします。

この御質問をお受けした日、私は、令和4年6月23日、沖縄慰霊の日に沖縄市立山内小学校2年生、徳元穂菜さんが「こわいをして、へいわがわかった」という詩を朗読する姿を思い浮かべました。詩の中には「こわくてかなしい絵だった」「ほんとうにあったことなのだ」「たくさんの人たちがしんでいてガイコツもあった」「わたしとおなじ年の子どもがかなしそうに見ている」「へいわをつかみたい」「ずっとポケットにいれてもっておく」「ぜったいおとさないように」という言葉がありました。この詩は、家族で宜野湾市の佐喜真美術館の絵を見て書いたものです。子どもからお年寄りまで世代や男女を問わず激しい戦闘に巻き込まれ、逃げ惑い、赤い血で染まる様子が生々しく描かれていたことに衝撃を受けたことがつづられています。この小学2年生の詩の朗読を聞いて、私は平和学習の必要性を心新たにしました。

では、御質問にありました小・中学校の平和学習についてお答えいたします。

小・中学校の平和学習につきましては、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて学習を行っています。

まず、小学校の取組について説明します。

社会科では、3年生の「かわる道具とくらし」の学習で、戦時中も含めた昔の暮らしについてインタビューをしながら、調べる学習をしています。また、6年生では「戦争と人々の暮らし」の学習で、アジア、太平洋での戦争や日本各地への空襲、広島や長崎に原子爆弾が落とされ、たくさんの人々の命が奪われたこと、また、現在でも放射線の影響による後遺症に苦しむ人々がいることについて学習しています。さらに、戦後、日本が国際社会の一員としての役割を果たし、世界の国々と共に平和的で友好的な関係を目指していることについても学習しています。

国語科の学習では、3年生で「ちいちゃんのかげおくり」、4年生で「一つの花」、5年生で「たずねびと」、6年生で「平和のとりでを築く」という戦争や平和について書かれた内容の物語の学習を行い、その中で、戦争の状況やそこに生きる人々の姿、気持ちを読み取

る学習をしています。

教科の学習以外でも、毎年、夏休みの出校日に平和学習を行い、8月6日、9日、15日はどんな日か。戦争や、広島、長崎に原子爆弾が落とされた後の様子、日本各地で行われた空襲などの様子を基に戦争の悲惨さと平和の大切さについて考える学習を行っています。低学年では本の読み聞かせを中心に、中学年、高学年では読み聞かせに加えて戦争に関するビデオ等も活用しています。さらに、校内に戦争に関する写真を展示し、それを見て当時の様子などを基に戦争と平和について考えるような取組も行っています。

6年生では修学旅行で長崎を訪れ、原爆資料館で被爆の惨状をはじめ、原爆が投下されるに至った経過、核兵器の問題、平和への願いを伝える思いについて学んだり、平和公園を中心に今も残る原爆に関する遺構などを見学したり、実際に被爆された方から被爆体験を聞く場も設定して、原爆投下直後の様子について体験されたことを聞く機会を設けたりしています。子どもたち一人ひとりが戦争の悲惨さと平和について心から感じ、より自分のこととして考えられる学習としています。修学旅行後には、長崎で学んだことをまとめ、今の自分たちに何ができるか考え、全校の児童に戦争の悲惨さ、平和を守り、平和をつくるために自分たちにできることを伝える学習にも取り組んでいます。

次に、中学校の取組について説明します。

中学校の平和学習も小学校と同じように、教育基本法、学習指導要領に基づき実施しています。思春期を迎える生徒の発達段階に応じ、小学校での学びを基本として発展した内容を行っています。

社会科の学習では、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたこと、日本国憲法の平和主義、国の安全と防衛及び国際貢献について考え、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てるように学習しています。

また、平和学習は、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等、全教育活動を通して行っています。大川桐英中学校では、卒業を迎える3年生の12月に、道徳の学習において、ルワンダの復興とパラリンピックを内容とする読み物資料「希望の義足」を題材として取り上げて、国際理解、国際貢献について考えさせています。国語科では島崎藤村の「初恋」を学習し、我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度を育てています。また、生徒会活動においては、生徒会主催の人権集会を実施し、公正・公平・社会正義を求める意欲を育てるようにしています。

大川桐薫中学校では毎年、2年生の12月に京都方面へ2泊3日の修学旅行へ行きます。途中、広島にも立ち寄り、広島平和記念資料館と国立広島原爆死没者追悼平和祈念館を見学しています。被爆者から被爆体験を聞くなどの体験的な学習を行うことで、命の大切さ、平和の尊さを実感として学ばせるなど、生徒や各学校の実態に応じた創意工夫ある取組を進めています。

夏季休業中の出校日には、全校集会形式で平和を祈念する式を実施しています。生徒会役員が、社会科や国語科の教科書等に掲載された戦争や被爆に関する資料や文学作品等の学習を生かして、調べた内容や平和をつくり出すために必要な身近な取組等について自分自身の意見を発表する活動を行っています。また、校長先生からの平和に関する講話も行い、全校の生徒一人ひとりが平和について考えを深めさせる機会としています。

以上のように、今後も小・中学校ともに生命、人権を尊重する心、思いやりの心など豊かな心を育むとともに、我が国の郷土を愛し、他国を尊重し、どんな困難があっても日本、そして、世界の人々と協調、協働して課題解決に当たり、国際社会の平和と発展に寄与する人材の育成を目指して平和に関する学習を進めていきたいと思いをします。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席にてお答えいたします。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

教育長は、やっぱり平和学習がいかに大切かということ、少し時間が長くかかりましたけれども、そのお話を聞きながら、学校はこれだけ一生懸命やっているんですよということを多分言われたんだろうと思います。

それぞれの小学校、中学校の内容は分かりました。やはり、日本は原爆が落とされましたので、小学校で長崎、中学校で広島に行くというふうな感じで言われました。

教育長にお尋ねしますが、平和学習の要となる、これだけは絶対に教えなくちゃいけない要があるだろうと思います。小学校、中学校も一緒に交ぜていろいろあるだろうと思います。この平和学習の中で、最後の日に人権とか何かおっしゃいますけど、その中で3つ取り上げるならば、何と何と何が一番大切な要になっているんだろうかということ、教育長はどのようにお考えになるか、発言をお願いいたします。

○議長（平木一朗君）

内藤教育長。

○教育長（内藤妙子君）

平和学習で大事なこと、3つと今言われました。一番私が今思っているのは、命、命を守ること。それから、自分と周りの人との信頼、人間関係といいますか、信頼。それと、心、豊かな心、その3つを今思い浮かべました。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

ありがとうございました。分かりやすく、命、信頼、心とおっしゃいましたが、そのとおりだろうと思います。謙虚さとか、真の平等とか、差別撤廃とか、そういうふうなものをたくさん書いてありますが、分かりやすく言えば、命とか、信頼とか、心ということでおっしゃいましたけど、意味は同じだろうと思います。やはりこれをしっかりと教えていかないと、大きくなっても心に残るようなものを教えていかなくちゃいけないだろうと思います。

何が一番難しいかといったら、伝えることですね。学校の先生が子どもに伝えること。それを、どんな道具を使って、どういう本を使ってとか、どういうビデオを使って伝えるかということがとても難しくなるだろうと思います。

教育長も御存じだろうと思いますが、私、最近の新聞を見て、はっと思ったのは、核拡散防止条約が合意されなかったという中に、被爆者の声が盛んに新聞で報道されていました。それは、日本は原爆が落とされてどれだけ悲惨な思いをしたか、やはり核はもうしたら駄目ですよというふうな感じで言うけれども、後退を繰り返し、全く駄目だったということです。核を持っている保有国と持たないところの溝がどんどん広がっている。それから、被爆者の声が聴かれない、届かない。日本の政府は一体何をしているのか。岸田総理大臣がメッセージを言いましたが、ここの中に新聞に書いてある、そのとおり読みますと、「日本は蚊帳の外だった。ロシアの反対は分かっていたことで、もっとリーダーシップを取るべきだった。岸田総理の演説は核禁止条約への言及すらなかった」というところに、日本のトップとする総理大臣は一体この平和を何と考えているんだろうかといって、腹立たしいというふうなものがいろいろな新聞に載っていました。

やはり原爆を受けられた方が生きていて、高齢化になって、伝える人がだんだん少なくなっているんですね。知らない人がいっぱい増えてきた。やはり政府にお願いするばかり

ではなく、自分たちが自ら平和、そして平和学習、自分たちが体験したことを本気になって言わないと駄目だということが書いてありまして、なるほどだなというふうな感じで思いました。

そこで、お尋ねしますが、例えば、小学校の4年生の学生が、先生、ロシアとアメリカと中国は核兵器を持ちたがっているんですけども、どうしてこんなに持ちたがっているんですかと生徒が聞いたとします。先生はこれにどのようにお答えをされるのかなと思いますけれども、内藤教育長の経験から、そういうふうに言ったときには先生だったらこれにどうお答えになるか、よろしかったら、ぜひ御答弁いただけたらと思います。

ロシアとかアメリカ、中国、簡単なような質問ですけど、これほど嫌な質問はないだろうと、私になった場合にもなかなか答えられないと思います。でも、子どもは言います。なぜ大人は戦争するの、なぜそういうふうな核を持つのかというふうな感じで聞きます。それに先生たちは答えていなくちゃいけません。大変難しい質問だろうと思いますけど、私は内藤先生だったらお答えいただこうと思って信頼していますけれども、先生が思われるもので結構でございますが、私に言うじゃなくて子どもに伝えるというふうな感じで言っていただければよろしいかと思います。じゃ、よろしく願いいたします。

○議長（平木一朗君）

内藤教育長。

○教育長（内藤妙子君）

相手が小学4年生ということで、どうして核兵器を持ちたがるんだろうかという疑問に対して、やっぱり自分たちの国を強くしたい、自分たちの国を守りたいという思いが強いから核兵器を持つんだろうと言って、その後、でもね、核兵器の使い方を間違ったら大変なことになるよね。日本は広島、長崎に原爆が落ちて、とても悲惨なことになった。これはいいことだろうか、逆に子どもに考えさせる材料にしたいというふうに思います。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

内藤教育長のお答えとして、子どもたちに、最後はどうなのと言って、考えさせることをしたいということですね。やはり平和学習は考えることですよ。そういうふう考える。

その中に、見ますと、じゃ、世界の核弾頭数はどれくらいよその国が持っているんだろう

かということが新聞に載っていましたが、ストックホルム国際平和研究所の推計によりますと、これは2022年1月の調査であります。ロシア5,977発、アメリカ5,428発、中国350発、フランス290発、イギリス225発、パキスタン165発、インド160発、イスラエル90発、北朝鮮20発、合計1万2,705発あるということですね。これもだんだん小型化して強力なものになってきているということです。

だから、これに日本がリーダーシップを取って、こんなことをしたら本当に地球は駄目になって人間も駄目になってしまうから、やめましょうというふうなものは日本が言うていいだろうと思うわけですね。でも、残念ながらここは国会じゃないから、総理大臣に言うわけにもいかないし、小さな大川市でありますけれども、平和学習は、やっぱり日本のことを考えるなら、この小さい大川からしっかり考えていかないと、真の平和はできないだろうと私は思います。

ほかにいろいろ聞きたいところがありますので、この質問は最後にしたいと思いますが、教育長、今の小・中学校の平和学習は学習指導要領を基にしてされていますけれども、こんなに世の中が前と比べて変わってきた。小・中学校の平和学習は今で満足した内容ですか。はいかいいえ、どちらかで答えてください。

○議長（平木一朗君）

内藤教育長。

○教育長（内藤妙子君）

私は今の平和学習でいいと思っています。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

もうこれ以上聞きませんので、はいかいいえで、はいと。

じゃ、次に質問させていただきます。

次の質問は、戦後77年、平和であったが、これから100年を目指して続けるために、平和学習において何が大切なのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（平木一朗君）

野中企画課長。

○企画課長（野中貴光君）

お答えいたします。

まず、大人に対しての平和学習についてお答えいたします。

大人は人権と民主主義の担い手でございます。社会と政治の在り方を決定する権利と責任があるため、平和学習等の意義は大きいのではないかと考えております。ただ、平和学習において知るだけではなくて、私たちの取り巻く困難な状況を把握し、解決へと動き出すことが重要ではないかと考えております。

しかし、まずは無関心をなくすことと考えております。忘れてはいけない過去の歴史から学び、子どもたちに伝えていくことは、大人の使命であると考えているところでございます。

そのため、大人が平和学習を行うことは重要であり、学習したことを語り継ぎ、広めること、そして、家庭で子どもと一緒に考えること、さらには、相手を知ること、尊重することが大事と考えております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

野中課長がおっしゃったことは、もちろんそうでありますけど、今本当に教えなくちゃいけないのは、平和はずっと続かないということを教えないと、これは駄目なわけです。平和はずっと続かない。だから、努力しなくちゃいけない、平和学習をしなくちゃいけない。一番教えなくちゃいけないのは、平和はずっと続かない、世界はそんなに甘くないということをお教えるべきだろうと私は思います。この2つを外さないで教えるべきだろうと思います。そして、私たち日本人という存在が何であるかということをお聞き直しもしなくてはならないだろうと思います。

伝えるためには、いろいろ工夫はしてありますけれども、先ほど教育長が長崎とか広島のお原爆と言いましたけど、いろんなところで、学校はいろんなものを総合して教えてありますけれども、私、この一般質問をするに当たって、図書館に行きまして、この資料に対して何かいい本はないかなというふうなことを話したら、（現物を示す）ここに吉永小百合さんが編集をされたもので「第二楽章 長崎から」というこの小さな本、これはなかなかいい本ですよと市立図書館が教えてくれました。これは二章と書いてありますので、一章は多分、広島だろうと思うわけですね。

吉永小百合さんがこれは1999年に原爆の詩を朗読するために、浦上天主堂でこの本を朗読された。そうしましたら、2000年にそれを聞いた千葉県の4年生を担当する先生が、1本のビデオテープを吉永小百合さんのところに送られて、それにはクラス全員で分担をして練習を重ね、この本を読まれ、父母の参観日でそれを紹介されたということですね。大川市もそれはやっていますけれども、この中に、何をしてあるのかと思ったら、永井隆先生が原爆で亡くられました。娘さんの茅乃さんが小さいときに、永井隆は亡くなるときに2人の子どもを残していなくなっちゃいけないので、親の気持ちを書いた「この子を残して」という本が出版されて、全世界が涙したというようなものがありますが、その茅乃さんが大きくなって、学校の先生をされていたけど、御結婚されて、今度は自分が子どもを連れて長崎に来て平和の学習というものを、平和っていかなるものかということを書いた本ですけども、その茅乃さんが書いたんですが、とてもいいものでしたので、教育長、少し朗読してみますので、よかったら、ぜひ学校でも使っていただきたいと思います。

途中から端折ってしますので。

お父さんは、原爆が落ちた次の年の秋から、ずっと寝たきりになっていました。そして、だんだんやせて小さくなりました。かやのはどんどん大きくなりました。親戚のお姉さんが、「かやちゃんはお母さんにそっくりになったよ」と言いました。お母さんのお墓だけは、大きくも小さくもなりません。いつお参りしても、石と十字架が黙っています。「永井先生の容体が悪くなりました」と、知らせが届いたのは、かやのが9歳の5月1日のことでした。暗い夜道を、病院へ急ぎました。かやのは、外の寒さより、身体の中からわきあがってくる寒さにふるえながら、歩きました。とても大変なことが起こるのだ、ということを感じたのです。途中で、「永井先生が亡くられました」と、知らせる人に会いました。病院で、動かなくなったお父さんを見ながら、かやのは何度も何度も話しかけました。「お父さん、どうして死んでしまったと。かやのは、どうすればよかとね……」

お父さんが死んだ次の年、ばあちゃんが病気で死にました。かやのと誠一兄ちゃんは、とうとうふたりきりになってしまいました。

原爆のあの日から23年が過ぎた、夏、8月。わたしは女の子を出産しました。自分が「お母さん」になったのです。娘の名前は、和子。平和の子、和子です。わたしは、この子が生きていく世の中が、ずっとずっと平和であってほしい、と心から願いました。

その娘が中学生になったとき、わたしは娘を連れて生まれ故郷の長崎に帰りました。そして、今はもう、戦争のあとがわからないほど、きれいになった、長崎の街を歩きました。街はすっかり変わっていても、長崎国際文化会館の原爆資料展示室には、原爆の深い傷痕が残っています。亡くなっていった人たちが残した品々の前に娘と一緒に立ちました。わたしは、悲しみがこみあげてきて、よく見ることができませんでした。しかし、娘は、ただ、じっと見ていました。どうか戦争の恐ろしさを、よく見てほしい、知ってほしい、人々に伝えてほしい……。わたしは心の中で娘に語りかけていました。という本ですけれども、これの原本は茅乃さんが書いてあります。「娘よ、ここが長崎です」ということではありますが、その本を全部読んでみますと、一番最後に2人で原爆資料館を出て、きれいな空を見て、今日の空きれいねと言うわけですね。それが平和ということをその1行で表しているわけですね。

平和学習、いろいろなものを使われることがあるだろうと思いますが、せっかく市立図書館にありますので、ぜひ御活用していただきたいと思います。何かありましたら、教育長、一言お願いいたします。

○議長（平木一朗君）

内藤教育長。

○教育長（内藤妙子君）

ありがとうございます。

平和に関する本はたくさんありまして、どの本を読んでも心が打たれる。最後に言われたように、今日の空きれいね。まさしくこれが平和ということと言われましたが、そんなふうには様々な観点で書かれた本があって、心震える本、たくさんありますので、そういった本を一冊でも多く子どもたちに紹介していきたいというふうに思いました。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

それと、行政も平和学習に取り組んでもらわなくちゃいけませんけど、行政が取り組んでいるというものはどんなものがあるのか、お尋ねします。

○議長（平木一朗君）

野中企画課長。

○企画課長（野中貴光君）

お答えします。

市の取組といたしまして、毎年、市役所ロビーに戦時資料パネル展を実施していることで戦争の悲惨さを知らしめ、戦没者追悼式やサイレン吹鳴を行うことで恒久平和への祈り、学びにつながるためのきっかけづくりを行っております。また、現在、日本赤十字社を通じた救援活動に活用されますウクライナ人道危機救援金の募金箱を設置し、市民の皆様の支援を呼びかけているところでございます。

以上でございます。

○議長（平木一郎君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

ありがとうございました。

行政がいろいろなものをしていく中で、毎年そういうふうなものは下のロビーで見ることができますけれども、毎回写真も同じようなものでありますし、やはり戦後77年、平和であるということは、とても大事ですけれども、見る方に戦争は本当にいけないというふうなものの企画を本気になってする必要があるだろうと思います。

私、清力美術館に行ってみましたら、行政はなかなかいいことをしているなと思ったのは、24時間テレビで「無言館」ということがテレビで放映されましたけれども、その無言館の館長を清力美術館は今度呼ぶということになっているみたいなんですよ。この方もやっぱり、窪島誠一郎さんは、若い学生が絵を完成しないまま戦争に行って、その絵が残っているのを集めて美術館をつくられたということ。これは、その絵というところで清力美術館の講演で呼んであるだろうと思いますけれども、せっかくテレビにもなったし、平和学習の中にこの窪島さんの話をもっと大きく聞かせたらどうだろうかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（平木一郎君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

10月からの企画展の中で、無言館の館長のほうにおいでいただいているいろんなお話をしていただくということになっておりまして、どうしても、清力美術館のほうで開催いたしますの

で、人数等に限りはございますが、いろんな方に絵のこととか、あと別にもいろんな感じる
ことがあると思いますので、いろんな方に足を運んでいただければと思っております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

市長、市長は一番最後に答えていただこうと思いましたが、これは市長に聞いていただ
きたいと思えますけどね。何で窪島さんを平和学習のほうでもっと市民の皆さんに聞いても
らったらいいだろうかといいますと、この方の生い立ちにもあると思うわけですよ。やっ
ぱり戦争の中で、お父さんは小説家の水上勉さんであります、「一休」とか、「良寛」と
か、「越前竹人形」とか、「五番町夕霧楼」とか、有名な作家ですね、お父さんは。小説家
でありますけれども、この方を、戦争の関係で養子にやって、大変だから、やって窪島に
なっているけれども、お父さんは小説家ですね。そういうところで、お母さんは自分の子ど
もを外したというところで自殺をするというふうな悲惨な状態があった。これも戦争が巻き
込んだ流れであるわけですね。ですから、やっぱり戦争は残酷であるけれども、こういう
ことを乗り越えて、立派な無言館をつくったということは、私は平和学習というふうなもの
にふさわしいのではないだろうかと。特に大人向けの話を聞くのはいいだろうと思えますが、
これは清力美術館のものとしてあるんですけれども、それはそれとして、もうちょっと皆さん
に聞いて、清力美術館で聞けるのは僅かであるけれども、せっかく大川にお越しになります
ので、平和学習というふうな感じで私は今回一般質問をしまして、聞いて、これはもった
いじゃないだろうかなと思いますし、そこに来られたときに、例えば、文化センターの小
ホールぐらいでこの方のお話を聞くというふうな感じのものはできないもんだらうかなと
思って、聞きたい人は聞きたいだろうと思うし、24時間テレビで「無言館」というのが放映
されましたけどね。今言って、今答えを言ってくださいということだから、しますとか、し
ませんと、なかなか言えないだろうと思えますけれども、そういうふうなものがあってここ
のチャンスをもらうときにももらわないと、後でもなかなか遠いところから、長野県の上
田からお越しになるから、それは簡単に次から次へ来られないだろうと思ひ、もったいな
いという気がいたしますけれども、そう申し上げましたけれども、市長の気持ちでいいです
けど、よかったらお答えいただくと助かりますけど。お答えできなかつたら、ノーで結構で

すけど。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

その方の来訪のスケジュールも全く私存じ上げませんので、清力美術館のイベント以外のことが可能かどうかというのは申し上げられませんけれども、せっかくいらっしゃるということですから、生で皆さん方にお話を聞いていただくのは清力美術館であるとは思いますが、それ以外に、例えば、その方のお話を後日皆さんに知っていただくような映像を撮っていいののかも本人に許可をいただかないと分かりませんし、その辺は何らかの、おいでいただくということですから御本人にも御了解の上、何かできるか考えたいと思います。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

じゃ、御検討のほうをお願いしておきます。そういうふうなもののチャンスがあるから、もったいないなということで発言させていただきましたが、急に申し上げて申し訳ございませんでしたけれども、御検討のほうをお願いいたします。

次に移ります。

次は、グローバリズムが蔓延している現代だからこそ、ナショナリズムが必要になってきます。

そこで、お尋ねいたします。ナショナリズムの愛国心とは何か、グローバリズムとは何か、できるだけ分かりやすくお答えをお願いしたいと思います。これは簡単なようだけれども、なかなか難しい答えだろうと思うわけですね。この大川市でグローバリズムとかナショナリズムというふうなものを言うべきものなのかなというところもありますけれども、これはでも、平和学習にはこれをのかしては通れないところがありますので、基本中の基本だろうと思いますので、それをできるだけ分かりやすく、今日は傍聴もたくさん入ってありますので、あちらのほうに分かりやすく答えていただきたいと思います。じゃ、お願いいたします。

○議長（平木一朗君）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝君）

お答えいたします。

子どもたちに対するものを申し上げます。愛国心についてであります、日本や郷土の伝統と文化を大切に、先人の努力を知って尊重することで国や郷土を愛する心を持つ、そういった児童・生徒の育成を目指すことであります。

グローバリズムについては、国際社会の一員としての自覚と責任を持ち、お互いの国の権利を尊重し、助け合いながら、世界の平和と人類の幸福に寄与できる児童・生徒の育成を目指すことであります。

子どもたちが日本語や日本の伝統、文化を尊重し、支え、助け合う心を育てながら、世界の中の日本人として国際社会で貢献できるように、学校での学習を通じて育んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

ありがとうございました。

それで後ろのほうの傍聴席が分かったかどうか分かりませんが、課長もいろいろな本とかいうふうなものでそのお答えをされたんだろうと思うわけですね。やっぱり書く場合には自分の感性で書かないとなかなか通じないですもんね、それというふうなものは。私もこれを自分が答えるようになったら、どんなふうに言うのかなと思って、やっぱり文章だけじゃ分かりませんので、例を出して言わないとなかなか通じないかなと思っているわけですね。

そこで、何かいいのはないかなと思ってしたら、愛国心の中に三島由紀夫さんがこういうふうなことを書いてあったんですね。私は外国人が食べるフォアグラよりも、日本人はお茶漬けのほうが好きだ。これはフォアグラよりもお茶漬けが優れているというわけではない。自分がお茶漬けになじんでいる、こちらのほうが食べてほっとするから好きだ。これがナショナリズムというふうな感じで、三島由紀夫さんならではこの発言ですね。

それと、例として、今戦争がありますウクライナを見てみますと、例えば、日本の国がウクライナ政府に、早く国民の命を守るために戦争をやめなさいと日本が言ったとします。でも、ウクライナはそうは思っていない。いや、やめませんよ。私たちは祖国を守る。なぜならば侵略された歴史と痛みを知っているから、私たちはやめませんよというのが、今、

ウクライナのお答えですね。あそこのゼレンスキー大統領は90%近くの信頼を持っているというふうな感じのものでですね。こういうふうなものですから、なかなかナショナリズム、愛国心というふうなものをどうやって伝えていくのかということが難しいものだ。この議会の答弁だったら、課長が言うような感じになるだろうと思います。

でも、もう一つ、グローバリズムとは何かという中で、今お答えになっていたように、人間の文化的な存在ということを否定するので、国内の自由貿易が進んでいけばいくほど、日本語の環境で生きる人は非常に少なくなる。英語ばかり話すようになったら、英語を話しきらない人ははねられる。そういうふうな感じの時代になって、どうなのというところですね。それも、高等教育とかビジネスの場合には、日本がまるで足かせのように扱われている。全部英語になっている。日本語はなかなかないようになっている。これがグローバリズムでありますので、やはりナショナリズムとグローバリズム、ここのバランスをしっかりとって大川の政治をやっていかないといけないと思います。とても大事なものだろうと私は思っております。

今の課長の答弁で、私はそれは正解だろうと思います。それをいろいろ言うことはありませんけど、やっぱり何かある場合にもこのようなナショナリズム、グローバリズムは、何かのときによく話していく必要、伝えていく必要があるだろうと思います。

次に進みます。

次に、大川市で戦争体験集はあるのかということをお聞きします。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

大川市でまとめた戦争体験集はございませんが、大川市在住、また大川市出身の方が戦争体験等を書かれた、まとめられた書籍は市立図書館のほうに所蔵しております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

幾つぐらいあるんですか。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

全体で申しますと、検索してヒットするのが数百件ございますので、その中でも原爆とか、そういうのに分かれて子ども用とかということで数百冊ございます。

以上です。

○議長（平木一郎君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

課長、数百冊のうち、その中で何冊読みましたか。

○議長（平木一郎君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

広島原爆に関する書籍等は、全ては読んでおりませんが、大川市の方がまとめられた分がございましたので、それにつきましては写真等も含めまして、全てではございませんけれども、1冊はしっかり読ませていただきました。その中には学生時代のことであったりとか、それから、大川に帰ってきて家業を継がれたこととか、戦争が始まったこと、出兵されたこと、戦地での写真、そのようなものがまとめられておりました。

感じたことですがけれども、自分に置き換えたならば、愛する家族や子どもたちと離れて、ゆっくり過ごす時間もなく戦死された、さぞ無念だったかなというふうに感じました。本当に痛ましいことで、平和、戦争について改めて考えさせられたところです。

以上です。

○議長（平木一郎君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

生涯学習課長もなかなか忙しいだろうと思いますけど、これは担当課の課長として、推薦せないかん、これいいですよということを言わなん立場でありますから、お忙しいでしょうけど、暇を見てこつこつとそれは読んでもらわないと意味が分かりませんので、努力のほどをお願いしておきます。そして、こういう本がありますよとかいうふうなものを言っていただきたいと思います。

教育長にお尋ねいたします。

教育長、この前、青少年育成市民大会、社会を明るくする運動の中に、記憶の絆とって、大川桐薫中学校の池末美晴さんが弁論されました。そのときに、私思ったんですけれども、ここのおばあちゃんが認知症にかかっているにもかかわらず戦争のことはしっかり覚えているというふうに言いましたね。そして、一番言ったのは平和が一番よかばいと、教育長もおっしゃったように言われたということですね。私、この例を聞いて、大川市の戦争体験集はないということで、個人的にしたものはあるけれども、こういう人のものを、本当に集めるべきじゃないかなと私はそのときに思ったんですよね。

でも、早くしないと、もう80歳、90歳、100歳といっても、間に合わないですよ。でも、それを子どもさんが聞いていたとか、いろいろ、これは孫ですけど、おばあちゃんが言うのを聞いていたということで、集められないことはないかなと実は思ったんですけれども、やはりその中に、本当に青少年育成、子どもたちが成長していく中に、国は命の大切というのが分かるのかとかいうふうな感じを言っていましたけど、子どもたちは私たちよりも平和を望んでいるということに敏感に感じました。あの弁論大会、青少年育成大会は、私も保護司で1回目は聞きましたけど、2回目に改めて聞いて、本当によかったなと、こういうものはずっと続けなくてはいけませんけれども、大川市で戦争体験集、これをもっと本気に集めたらどうかと思いますけど、教育長のお考えをお尋ねします。

○議長（平木一郎君）

内藤教育長。

○教育長（内藤妙子君）

私は、先日の青少年育成市民大会の池末美晴さんの弁論を聞きまして、すばらしいなと思いました。やはり身近なおばあちゃんのが大好きで、最後には平和が一番よかという言葉を言ってくれて、この中学2年生の子どもがこういったことをみんなの前で発表できるという機会があって、本当によかったなと思っております。改めて戦争体験集というものを作って、それを基に子どもたちにも知らせたり、学びの素材として作っていくことも必要ではないかなというふうに感じました。

○議長（平木一郎君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

これも図書館にあったんですけど、近藤七郎さんの遺作集ですけど、これにやはり戦争に行ったときの絵とか手紙として残っています。こういう立派なものが残っているかなと思って、こういうふうなものもどンドン見せないともったいないかなと思って、個人で出版してありますけど、まだ分からない、1歳ちょっとしたぐらいなところでお父さんが行って、戦争で亡くなられておりますから、夢にも出てきてもらいたい、お父さんも夢でも出てきたいと思うけれども、やっぱりそれがかなわない。夢を想うと書いて「夢想」というふうな名前をつけたということがここに書いてありますけど、それとか、旧吉原家の住宅で吉原祐子さんがおじいちゃんのを披露されましたけど、まだまだそういうふうなものは残っていると思いますので、早くすれば、大川もひょっとしたら宝がまだ残っているんじゃないだろうかと思いますが、これを検討していただきたいと思います。

もう一つ聞こうと思っていましたけど、あと5分しかなくなりましたので、聞こうと思いました本の翻訳ですね、図書館でどうかということはカットいたします。答弁を用意されていたと思いますが、これはカットいたしまして、一番最後に市長にお伺いいたします。5分ありますので、ゆっくりしゃべっていただけるかと思います。

今まで市長は、今言いましたけど、市長はいろいろな本を読んでありますけど、平和学習に1つだけ推薦するなら、こういう本を自分は推薦するよというような本を何か推薦できるようなものがありますか。あるならあるで、ないならないで結構ですけど、あったら言ってください。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

すみません、にわかにお答えできません。思い出せません。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

じゃ、最後に平和学習についてまとめたいと思います。

今日の一般質問は、平和学習を謙虚にしていかなくちゃいけませんよということを申し上げました。学校教育は、教育長の答弁のようにしっかりなされているということが分かりました。大人は77年間、平和でしたから、不安ばかり持ってどうすればいいのかというふうな

感じのものがありますので、市長として、この大川市が平和でなくては日本の平和はありませんので、ここの市のトップとしてしっかりこの平和を守っていかなくちゃなりませんけど、市長の今から平和学習を推進するというような内容の心構え、あるいは自分がどうしたいかということ、何でも結構でございますので、今日のまとめとして、残りの時間をたっぷり使ってお願いいたします。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

お時間いただき、ありがとうございます。

まず、私がいつも思っておりますのは、市長として何をすべきかというのは、市民の皆様のお心がるだけポジティブな状態にある時間、割合を増やすことが仕事だと思っております。私自身もそうなんですけど、自分に対しても、そして、ほかの誰かに対しても、このやろうとか、ネガティブな感情を持つんではなくて、やはりお互いがあるとうと言えるような時間が増えることが仕事だというふうに思っています。

その上で、先ほどから平和についてお話がありましたけれども、さはさりながら、政治に携わる者として、戦争は絶対に起こしてはならないという強い意志の下で、人間が人類史上、争いをやめた時期などないという悲しい現実をはっきりと持つておかないといけないと思います。我々ホモサピエンスは、ひょっとしたら、争うことそのものをプログラミングされているのではないかと思わざるを得ないほど、争いの歴史を我々人類は生きています。そこに先ほどから原爆の話とかありますが、科学技術という大きなものを今、手にしておりますので、少しの争いが大変な犠牲を生むというこの現実、そして、それらによって我々の平和も、平たく言えば、アメリカの核の傘に安全な状態にいる我々が、いかに立ち振る舞うべきかというのは大変難しいところであるというふうに思いますが、そういう現実をしっかり見ながら、手段については間違いないようにやっていかないといけないと思いますが、心構えとして一つ、この議場にいる皆さんも全員政治家でありますから、とにかく政治家としてやらないといけないことはたくさん個別にはありますけれども、私いつもノートにマックス・ヴェーバーの言葉を書いておりますが、だからこそ政治家は、自分の内部にすごくありふれた、あまりにも人間的な敵意を不断に克服していかなければならないという始まりの一節があります。この場合の敵とは、ごく卑俗な虚栄心、自分を大きく見せよう、よく見せよう、

そんな気持ちを自分自身がまずなくすことから、大川市の平和であったり、世界の平和にながっていくんじゃないかなと思っておりますので、一生懸命頑張っていきたいと思います。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

ありがとうございました。

私たちの議会も平和についてしっかり勉強して、市長と共に頑張っていきましょう。

これをもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

以上で本日の一般質問を終わります。

なお、次の本会議は明日午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時 散会